
平成30年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成30年12月12日 (水曜日)

議事日程 (2)

平成30年12月12日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

第2 特別養護老人ホームに係る言動に対する調査特別委員会の設置を求める決議案について

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 松岡 泉	3番 今田 勝正	4番 刀根 正幸
5番 妹川 征男	6番 貝掛 俊之	7番 田島 憲道	8番 辻本 一夫
9番 川上 誠一	10番 松上 宏幸	11番 横尾 武志	12番 小田 武人

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 中野 功明	書記 横田 和雄	書記 中山 理恵
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	柴田敬三
都市整備課長	松浦敏幸	税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治
住民課長	藤永詩乃美	福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏
産業観光課長	溝上竜平	学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香
競艇事業局次長	藤崎隆好	企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也

【 傍 聴 者 数 】 20名

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 小田 武人君

まず、日程第 1、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 9 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

9 番、日本共産党の川上です。一般質問を行います。

まず 1 件目に芦屋中央病院の差額ベッドについて伺います。差額ベッド室とは、正式名称を特別療養環境といい、通常の部屋だけではなく特別に用意された入院室のことを示します。ホテルのように豪華な 1 人部屋から 2 人部屋、3 人部屋などさまざまですが、厚生労働省が定めた規格としては、病室の病床数は 4 床以下であること、病室の面積は 1 人当たり 6.4 平方メートル以上であること、病床のプライバシーを確保するための設備があること、少なくとも個人用の私物の収納設備、個人用の照明、小机等及び椅子の設備があることとなっています。そして最も大切な点は、通常の大部屋のように公的な医療保険がきかないということです。1 泊利用するごとに費用がかかり、その料金は全額負担となってしまいます。このように発生する医療費を差額ベッド代と呼んでいます。厚生労働省は 2018 年 3 月 5 日に差額ベッド代に関する新たな通知を出しています。そこでこの通知について内容としては、患者に特別療養環境室に係る特別の料金を求めてはならない場合として、1 点目に同意書による同意の確認を行っていない場合、2 点目に患者本人の治療上の必要に特別療養環境室へ入院させる場合、3 点目に病棟管理の必要性から特別療養環境室に入院させた場合であって、実質的に患者の選択によらない場合。これは例として、特別療養環境室以外の病室の病床が満床であるため、特別療養環境室に入所させた患者の場合という、こういった 3 つのケースを挙げております。

質問のまず第 1 点目は、中央病院の差額ベッドの場合、料金の現状はどのようになっているのか。また、近隣の病院と比べてどういうふうになっているのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

芦屋中央病院に確認しましたところ、病床数は137床で、そのうち差額ベッド料を徴収している病床数は19床で、全体に対する割合は13.9%です。19床の料金については8,100円が2床、5,400円が4床、4,320円が9床、2,160円が4床となっています。

近隣の病院の差額ベッド料についてですが、3カ所伺っております。まず産業医科大学病院は、総病床数678床のうち差額費用徴収病床数は91床で、全体に対する割合は13.4%です。料金は、こちらは個室のみの料金を伺っておりますが、3万2,400円、1万2,960円、1万1,880円、7,560円となっています。福岡新水巻病院は、総病床数227床のうち差額費用徴収病床数は80床で、全体に対する割合は35.2%です。料金は、1万2,960円、1万800円、5,400円となっております。遠賀中間医師会おんが病院は、総病床数100床のうち差額費用徴収病床数は20床で、全体に対する割合は20%です。料金は、9,780円、4,630円となっています。中央病院と近隣の病院を比べてみると、割高感はないものと思われま

す。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは2点目の厚労省の通知では支払わなくてもいい基準を明確にしていますが、実態との乖離についてはどのように認識しているのかをお伺いします。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

芦屋中央病院に確認しましたところ、厚生労働省が通知したとおりの対応をしており、実態との乖離はないということです。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

実態との乖離はないということですが、ということは、病院が料金を含む差額ベッド室について十分な説明を果たしていない、患者側の同意を確認していない、患者本人の治療上の必要な環境としての利用、病棟管理の必要性から差額ベッドを利用させた場合で、自主的に患者の選択によらない。つまりこういった病院側の都合で差額ベッドを使うことになっても、こちらからは望まない限り費用は発生しないという、そういったことを守っているというそういった点を確認し

てよろしいでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

今、川上議員が言われたとおり、全て守っているということを確認しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは、この支払わなくてもいい基準について、病院には説明責任をきちんと果たさせる。

また、町民や患者には周知を徹底することが必要だと思いますが、こういったことはできないのでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

芦屋中央病院に確認しましたところ、差額ベッドの料金については、病院のホームページに掲載し、また、病院1階受付のところの掲示板に掲載しているということです。差額ベッドについては、必ず使用の希望があるかどうかを患者さんに確認し、必ず当該個室に関する料金や設備の内容の説明を十分に行った上で、同意書にサインした後に入室していただいているということです。したがって、町としましては、病院は説明責任を果たし、問題なく手続が行われていると認識しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

芦屋中央病院ではそういったふうな対応がとられているということで、それはそれで結構なんです。ただ先ほども言いましたように、この周辺にはやはり差額ベッドを多数保有している病院があります。芦屋町の町民は全ての方が中央病院に入院するというだけではなく、やはりこういった周辺の病院にも入院するということになります。

それでは、その実態がどんなになっているかということですね、二、三日前にもちょっと入院についての相談が私のところにありました。その内容としては大部屋のベッドが満床で個室に入ることを勧められてですね、そういった中で、しょうがなく了承して1日7,000円の個室料が

支払われるが、どうにかならないかというそういった相談でした。それで今度はこういったふう
に厚生労働省からもですね、病院の都合で個室に入られるときについては無料になるという、こ
ういったふうになっていますので、この通知を示して病院とお話をしたらどうですかということ
を言ったわけですけど。二、三年前もですね、やはり郡内の病院で個室料がやっぱり7,000
円かかって、生命保険に入っているんで、どうにか払えるが、何でこんなに高いんだという、そ
ういった相談もですね、ありましたので。やはりそういった周辺の病院にもですね、差額ベッド
料を取っているという点では、やはり住民に対してこういったふうなときには、ケースの場合に
は、無料でできますということを知ることが必要だと思いますが。こういったことを民間病
院、そういったところでやるというようになれば、どこがやるのかということになると、調べま
したところ、所管としては九州厚生局また県は医療指導課そういったことがですね、そういった
指導行うとなっております。また医師会には福岡県の地域医療対策協議会という、そういったもの
もあります。こういったところにですね、やはりこういった通知をちゃんと守るように、そうい
った指導することはできないのでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

芦屋中央病院は独法で自治体病院であります。それを守っており、もし中央病院のほうがこの
基準を守っていないということであれば、こちらのほうから指導するなりすることはできます
が、民間の病院に関しましては、こちらのほうから通知を出すとか、指導するということはなか
なか難しいので、やはりちょっと患者さんのほうから言っていただくとか、よく病院のほうと話
していただいた上での入院をしていただくとかいうような手続が必要ではないかと考えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

まだまだですね、こういった通知の実態はですね、知らされていないというのが現状ですね、
やはりこの通知が広く注視されれば、お金のことが心配で入院をためらったり諦めたりするとい
うそういったケースがですね、なくすことにつながると思います。やはり町としてもですね、何
らかこういったことをですね、町民に周知するのを広報とかでもですね、載せることが必要では
ないかなというふうに思います。もちろん、やっぱり周辺の病院にもですね、通知に沿った基準
を患者さんに説明責任を果たせるということが必要であります。そういった点では、先ほどのよ
うにですね、九州厚生局とか、そういった国、県、関係機関に対してですね、周知を丁寧にする

ようにお願いすると。こういったことを取り組んでいる自治体もありますので、ぜひそこから近所をですね、今後、検討していただきたいというふうに思います。

この差額ベッドの何が問題なのかという点ですね、やはり一番の問題はお金のあるなしで療養環境が変わるということです。日本では基本的に認められていない混合診療を導入されているということです。経営的に利益の出る高い差額ベッドへ入る患者さんばかりが優遇されたり、環境設備もされていけば、低所得の方の医療と比較して、治療の格差が生まれるのではないかとことです。病院はお金があってもなくても、等しく安心してかかれるということが第一です。その理念を見失わないように、この制度を厳しくして続けていかなければなりません。診療報酬が年々下げられ、病院の経営も大変になっていることは事実です。そんな中で、差額ベッド料で何とかしたいと経営に目が奪われることは必然なのかもしれませんが、そもそも医療は何のためにあるのかしっかり考え、やはり国に対して病院経営が改善するように声を上げていくことが必要であるということですね、強調いたしましてこの質問を終わります。

続いて、2点目の子ども医療の高校卒業までの無料化について伺います。

全国各地の自治体が子ども医療の医療費助成制度を拡充しています。芦屋町でも中学3年生まで拡充し、子育て世代から歓迎されています。お金の心配なく、必要な医療を受けられるようにと求める世論や運動に押されたもので、通院時の窓口負担を高校卒業まで助成する市区町村は全体の3割にまで広がっています。国は今年度から助成自治体へのペナルティを一部廃止しましたが、更なる制度拡充へ、その姿勢が問われています。

そこで次の点を伺います。子ども医療費助成制度は子育て支援策と子供の貧困克服のために重要な事業ですが、この制度の役割と意義についてどのように考えているのかをまず伺います。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

子供の医療費の一部を負担することにより、子育て世代の負担が軽減され、子供の疾病の早期発見と治療を促進することがこの制度の役割であると考えます。また、このことにより、子供の保健の向上と福祉の増進が図られることが大きな意義と考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

子供の医療費窓口負担をめぐっては、国が助成制度を設けていないということですね、未就学児は2割負担で、小学生以上は現役世代と同じ3割負担というようになっています。それに対

して世論と運動が広がり、全ての自治体で独自の助成制度が行われております。

厚労省の調査によると、入院、通院とも1,741の全市区町村、就学前以上を実施しており、中学校卒業するまでの助成をしている市区町村は6割になります。高校卒業までは、助成は3割となっています。茨城県の境町や奈良県の山添村では20歳まで、北海道の南富良野町では22歳までを対象にしています。2006年度に中学校を卒業以上の通院助成をしていた市町村は2%ほどでしたから、やはりこの十数年間で大きく前進しています。それはですね、やはり子供の医療を確実に提供する問題、また貧困に対する問題等々がある中で行われているわけなんですけど。

それでは2点目のですね、子供の医療費無料化を高校卒業まで引き上げることが子育て世代の負担軽減はもちろん、これからの結婚、出産を考える若い世代にとっても地元定着の大きな契機になりますし、若者の人口流出の歯どめの力になると考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

子供の医療費については、先ほど川上議員もおっしゃられたように、各都道府県及び各市町村が地方単独事業によりそれぞれの基準で助成を行っています。

福岡県では、制度改正により平成28年10月から助成対象が入通院とも未就学児までから小学校6年生までに拡大されました。芦屋町では、独自の制度として平成28年10月から通院の助成対象を小学校6年生までから中学校3年生までに拡大し、入通院とも中学3年生まで医療費の自己負担が無料となっております。県内では、平成30年4月1日現在で、助成対象を高校生に該当する年齢まで拡大しているのは、数市町となっており、それぞれ一定の自己負担がある状況です。

子供医療費助成制度は、持続可能な制度である必要があることから、財源面も含め、いろいろな観点から慎重に検討していく必要があると考えます。あわせて、郡内の状況についても注視していきたいと思っております。また、子供医療費助成制度については、子育て世代の負担を軽減し、子供の保健の向上と福祉の増進を図るため、地方単独事業としてではなく、国の制度として行うべきであると考えますので、国の施策として取り組むよう県町村会を通じて要望していきたいと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

やっぱりこの制度をですね、拡充する中で、人口の流出を防ぐとか、また、若者の定着を図るとか、そういった自治体もですね、出てきております。言われたように、私たちとしてもですね、本来的には、これは国がやるべきことであって、国に国会でも求めていきますし、また、国ができないのであれば、地方で先進的に行っていくという、そういった観点からですね、この制度を取り組んでいます。

それでは3点目のですね、18歳まで引き上げた場合のですね、支給対象人数と費用はどのくらいかかるのか。このことについて伺います。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

平成30年10月末現在で、高校生の年齢に該当する人数は369人となっております。試算しました費用は約920万円で、平成29年度末の中学生の受給者数及び平成29年度の子ども医療費助成額を平成30年10月末の高校生の年齢に該当する人数に対して算出した推計額となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは、この推計額が1人当たり医療費をいくらというふうに見込んでいるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

人数で割り戻しますと1人当たり2万5,000円となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

現在ですね、これを高校生までの支給を行っている自治体やそれを予定しているところの試算を見ますと、大体1万2,000円から1万7,000円ぐらいを見込んで予算を組んでおります。ですから芦屋町ですればですね、先ほど言われた920万というふうに見込んでいると言われましたが、実際的には450万から600万円程度になるのではないかというふうに考えます。

それと、確かに小学校1年から中学3年までの実績を見ますと、2万円を超えるような実績になりますが、ただ高校生になると、やはり体力とかもついてですね、体も発達しますし、そういった点では、病気にかかる割合が少なくなっていくということですね、ぐんとか減ってきます。ただふえてくるのは何かということですね、やはり高校生、クラブ活動、部活をやるので、部活で怪我をしたりとか、そういった点で整骨院にかかったりとか、そういったものがふえていくというのが今の実態です。

今年度から国がですね、子供の窓口負担を無料化している自治体に強いていた国民健康保険の国庫負担の減額のペナルティを世論と運動の中でですね、未就学児に限って廃止しました。この廃止することによって生じるですね、お金の使い道について、昨年12月5日の参議院厚生労働委員会で鈴木俊彦保険局長は「さらなる助成制度の拡充に使っても、それは禁止するものではない。」という、そういった答弁を行っております。

そこで質問しますが、芦屋町ではこのペナルティの廃止によって生まれてくる財源はどのくらいあるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

こちらはペナルティというのが国保に関してのみになるんですが、約81万円となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

芦屋町で人口が少ないのですね、それほど大きい数じゃありませんが。人口の多い都市圏では、これを財源にしてですね、さらなる拡充をやっているということですし、また芦屋町でも先ほど言いましたように、高校までの無料化を図ったとしても、私のほうの言った今の単価で言えば、450万から600万ということで80万をこれにつぎ込めば450万であれば、町の負担は370万程度ということで、それほど町にとって大きな財政負担になるという、そういった金額でもないような金額です。ですからやっぱりこういった制度を拡充していく中で、窓口負担が払えずに医療にかかれぬ子供たちの深刻な実態、こういったことをですね、解決していく必要があるのではないかというふうに思います。

この高校生までのですね、無料化を進める中でこういったメリットが出てくるのかということですが、11月30日のYAHOO!ニュースですね、子供に潜む恐ろしい口腔崩壊の実情と

という記事が掲載されています。ちょっと読み上げますと、「口腔崩壊」という言葉を御存じですか。何とも恐ろしい響きです。これはまだ明確に定義されていませんが、10本以上虫歯がある、治療していない歯が何本もある、これらが原因で食べ物がうまくかめない状態をいいます。昨年、東京歯科保険医協会が小中学校を対象に行った調査では、アンケートに回答した小学校の約4割、中学校の約3割に口腔崩壊と考えられる子供がいたと答えていますということで、口腔崩壊というのがですね、大変、最近注目されています。11月の23日に開かれた保団連医療フォーラムでは、学校の歯科検診で虫歯が10本以上あり、要受診とされた7割が未受診であったことが報告されました。もう1回よく検査しなければだめですよと言われた中で、7割の人が受けていないと。この理由として保護者に経済的余裕や時間的余裕がないといった声があつて、貧困との相関関係が指摘されています。東京都は、中学校卒業まで東京23区では、窓口負担は無料ですが、多摩地区になると、市町村は1日200円が必要というふうになっています。東京歯科保険医協会の調査では、口腔崩壊の子供のいる小学校は23区が3割だった一方、多摩地区では5割に達しており、助成の有無が口腔状態に影響に及ぼしているというように指摘しております。負担があれば、貧困世帯では受診が厳しくなる。軽症のうちに医療にかかれば重症化をとめることができるのに、逆にペナルティを与えるのはおかしい。国こそが医療費助成制度を創出すべきですというふうなことも指摘しております。先ほども言ったようにですね、やはりそういった点では、国に対してですね、やはりこの医療費助成制度をですね、国がちゃんと言うということを認めるべきではないかと思いますが、その点では全国町村会等を通じてやっていくということですが、遠賀郡の町長会とか、そういったところでもですね、こういったことをやっぱり県や国に対して求めていく、そういったことが必要ではないでしょうか。これは町長に伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

すみません、ちょっと喉の調子が悪いもんで、聞き取りにくいかと思いますが。

課長もさっきちょっと触れましたが、議員みずからも触れられたんですが、これは遠賀郡の町村会というだけでなく、全国町村会の一致した意見でありまして。実は先月の11月28日に全国町村会大会が安倍総理ほか閣僚御出席のもと、東京渋谷のNHKホールでこの大会が開催されました。その折にですね、この要望、全国町村大会要望の8項目め、少子化社会対策の推進ということで、まず、第1項目めにですね、子ども医療費助成事業について、国の制度として無料化を実施することということに、イの一番に、これ全国の統一した町村会の意見であるわけでありまして。そうした中ですね、今、要望しておりますので、この要望が次年度どのように反映されるかということですね、見守るべきだと私は思っております。それによって、その内容によって

は芦屋町の単独で高校卒業まで、この医療費無料化を引き上げることが芦屋町にとっても少子化対策、それから若者の定住化促進のために必要だと私は考えております。このようにして全国規模で要望しておりますので、その推移を見守りながら決断をするべきだと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

今後ですね、国の動向も見ながら、また町村としてもですね、そういった方向を強めていただきたいと思えます。

それで今マスコミとか一部メディアの中にですね、こういった医療費の無料化によるストップをかけるような声も上がっています。過度な軽減は安易な受診につながり医療費が一段と膨らむ要因になると、こういったふうなことを指摘しています。しかし、保険医団体連合会の理事の本田孝也医師は、この間、医療費助成が進む中でも通院のレセプトは横ばいで推移しており、一部メディアが安易に受診する人がふえるという、夜間や休日などの時間外受診の件数は2006年が72万件であったのに、2017年は52万8,000件に減少傾向です。制度が拡充され、軽減化が進む中でもですね、かえって減っているという状況が生まれています。また、医療費助成の拡充により、必要な医療を受けることができ、重症化が防止され、その結果、その時間外受診が減ったのではないのかというふうに考えると評価します。ただ、1点ですね、ふえているものもあります。それは気づきにくい病気と言われている歯肉炎、歯周病など歯科受診検診は35万件から161万件、4.6倍にふえているという状況です。これは必要な受診がふえた結果ですが、その結果として子供のうちに歯周病をきちんと治せば、将来に全身の疾病予防となり、長い目で見て医療費の増加を大きく抑えることにつながる。こういったことを指摘しています。それにもかかわらず、保護者や住民の願いを諦めさせたり、自治体の努力にブレーキをかける国の手法は正しくありません。国の責任で無料化を実現するべきだということをですね、強調しています。

先ほど町長は、全国町村会のお話をされましたが、全国知事会は6月に少子化対策の抜本強化を要請しています。子育て世帯の経済的負担の全般的な軽減の中で、全ての子供を対象とした助成制度の創設、ペナルティ措置を未就学に限らず全て廃止する。こういったことを求めています。ぜひですね、やっぱり全国知事会もこういったことを求めているので、これをやっぱり実現させるよう、国を動かしていかなければいけないと思いますが、それでは県の役割はどうなっているのかということです。これは、市町村だけではなくですね、県もやっぱり助成を行っております。調べてみますとですね、福島県、鳥取県は県として18歳まで高校卒業まで無料化をやっており

ます。秋田県、群馬県、東京都、静岡県、京都府、それから徳島県、沖縄県、兵庫県、奈良県は15歳まで、中学校卒業まで県としてこれを行っているという状況です。それでは、この福岡県では県の助成制度はどのようになっているのでしょうか。その点を伺います。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

福岡県では6年生までとなっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

福岡県もですね、12歳までということですが、やはり県内の自治体がですね、努力しているんですから、福岡県自体もこれを15歳まで、中学校卒業までの助成に切りかえればですね、また県内の自治体はその負担軽減をもとにして、高校卒業までのですね、無料化というのでもできるようなこともできますので。やはりこの問題について、やはり全国的に見てもですね、18歳、15歳の助成をやっている県というのもどんどん出てきていますので、ぜひ福岡県にもですね、働きかけていただきたいと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほど申しましたようにですね、全国町村大会の要望を審議する中で、これはまず第一に、県内の町村会の理事会に諮って、福岡県はこういう要望をしようということですので、当然これは国だけではなく、当然県にまずやって、それから国という手順になっておりますので間違いなく県にも強く要望いたしておるわけでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

まあ県とか、特に国ですね、やはり今の国会なんかも見てもですね、社会保障費の抑制が先にあるんですね、こういった政治ではなく、子供たちの健やかな成長を本気で支える政治への転換が必要です。国がやらないのであれば、自治体が先駆けて実現し、国を動かしていく。これが日本の子ども医療制度の現実です。子供の医療費助成は長い目で見て、医療費の増加を大きく

抑える、いいことだらけの制度なんです。まあ先ほども言いましたようにですね、財源的にもそれほど大した負担ではないと考えます。初日の質疑でもありましたが、マイナンバー制度のコンビニ交付、これについても二千数百万の予算がありましたし、また今、芦屋町としても芦屋港湾の活性化を目指すということで、今、検討されていますが、ここでもですね、やっぱり相当のお金が使われます。そういったことによって芦屋町が活性化して行って、環境をよくするというところについてもですね、理解はできますが、やはり未来ある子供のやっぱり、健康や福祉や暮らし、そういったものをですね、優先的に考えるのがやっぱり町政じゃないかと思います。

最後にですね、子供の医療費の無料化の流れということですね、これは1961年のですね、岩手県の沢内村で、日本で初めてですね、ゼロ歳児の医療費無料化をですね、この沢内村の村長さんが実現させました。その後ですね、日本中の婦人の方々の運動によりですね、72年には栃木県が県として初めて乳幼児医療制度を創設する。また94年には全都道府県で助成制度が実施されました。そして2009年には群馬県で中学校卒業までの完全無料化。そして12年には福島県で18歳以下の無料化。そして今現在ではですね、3割の自治体が18歳までの無料化を勝ち取っています。長野県では、市町村レベルで見ればですね、7割の自治体の実費でですね、無料化をやっているという、そういったふうにやはり子供の医療費無料化というのはですね、歴史の流れであり、その世論と運動でですね、実現されてきたということです。子供の貧困対策、若者の定住促進の観点からも早い時期のですね、実現を求めてこの質問を終わりたいと思います。

議長。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

続きまして、3件目の町民のニーズに応える町政について伺います。

私たち日本共産党がこの間に行った町民アンケートに町民の切実な意見が寄せられています。回答者の60%が60代や70代の方が多かったんですが、暮らし向きは「著しく苦しくなった」、
「少し苦しくなった」という人が63%にも上っています。町民の願いを実現する町政の役割について伺います。まだ現在もですね、返ってきていますが、前回行った以上にですね、これだけのやっぱり町民の方々が切実に訴え、自分たちの暮らしをどうにかしてほしいという、本当に悲痛な声を上げています。特に私たちはやっぱり国政の問題についても聞きまして、まず1点目の国政に関しては、安倍首相が集団的自衛権を認め、憲法第9条を変えることに対して60%の方が反対。賛成は13%でした。国民が望んでもいないのに憲法を守るべき首相が国会や自衛隊に改憲を呼びかける。これは立憲主義の破壊であります。町は憲法を遵守することを国や関係機関に働きかけるべきではないでしょうか。このことについて町長に伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、まさに国会でまだ論議が始まっておりませんが、その入り口の論争であろうかと思っております。川上議員、アンケートをとられましてですね、60%の方が「反対」で「賛成」が13%と。このアンケートのとり方もいろいろとあろうかと思いますが。私も川上議員の通告書をいただきまして、ちょっと新聞各社のアンケート、マスコミのアンケートをですね、読売新聞は「賛成」が51%、「反対」が46%。一方、朝日新聞は「賛成」が30%、「反対」が58%。真逆の数値であるわけでございます。そしてNHKは「必要である」が29%、「必要ではない」27%。ここで大きなこの問題というのは、「どちらでもない」が約40%ぐらいあると。議員が言われたように、まだこの憲法論議というのはですね、まだ一般の方が浸透してないということの証であろうかと思っております。この憲法における平和の理念は遵守される基本的な理念、原則であります。憲法のあり方につきましては、国家、国民の基本にかかわる事項として、国会を中心に国民全体でしっかり論議されるべきものであろうかと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

まあ、あの各種いろいろなアンケートがありますが、アンケートも先ほど言いましたように、内容の取り方次第によってはいろいろなばらつきも出てきますが、大体「反対」のほうが多いと。私たちは「反対」と「賛成」と「わからない」、「その他」ということで意見を求めたわけですけど。言われたように「わからない」というのも24.2%ということですね、あることも事実です。

それから、2点目ですね、消費税の10%の引き上げについては「賛成」が6%、「反対」が60%、「仕方がない」29%と圧倒的に納得していないのが現状です。消費税の8%への値上げが暮らし向きが苦しくなった原因の一つです。一番の景気対策は増税の中止です。消費税を10%に引き上げないことの働きかけを国や関係機関に申し入れるべきと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

この消費税問題はですね、喫緊の課題であろうかと思うわけですが。これはですね、このこともさきの全国町村大会の重点要望ということで、決議されております。これの8項目め

に消費税率引き上げの確実な実施及び軽減税率相当額の恒久財源確保。平成31年10月に予定されている消費税率10%への引き上げについては、幼児教育の無償化を初め、その財源を活用した施策の実施が見込まれていることを踏まえ、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化を両立するため確実に行うことということで、このことも、これはもう重点要望として決議をされておるわけでございます。まあこの消費税の引き上げについては、間違いなく賛成、反対といういろいろな御意見があるかと存じますが、国や地方自治体における厳しい財政状況のもと、年金、医療、介護の社会保障費の急増への対応、さらに子育て、教育を充実させる少子化対策という、このような現状を考えてみましても、予定されております消費税、地方消費税率の引き上げを行うことは必要であろうかと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

消費税を上げることによって、福祉の財源に使うという、これはもう消費税導入のときからですね、言われてきたことですが。でも最終的に今までの決算をしてみますと、消費税を上げて入った税収分だけ使われた部分はどこかと言えば、それは大企業への優遇税制、そして大金持ちの減税、これと金額と消費税の増税額が全く一緒なわけです。巡り回っていけば、消費税増税は大企業や金持ちのために使われているというのが実態です。

それでは3点目にですね、実現してほしいことで一番多かったのは、生活できる年金制度の確立が上げられています。町に対しては1番に介護保険料の引き下げ、とそれに関連し、高齢者・障害者福祉の充実、2番目にごみ袋料金などの公共料金の引き下げ、3番目に国保税の引き下げ、4番目に交通網の拡充、5番目に自衛隊機の騒音対策などが上げられています。町はそれぞれの町民の願いに応える対策をどうするのかを伺います。簡単をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、介護保険料について説明をさせていただきます。

芦屋町は、県内33市町村で構成する福岡県介護保険広域連合の構成市町村でございます。保険者である広域連合において介護保険料が3年ごとに決定されています。

介護保険料は、広域連合が将来の認定率や給付水準などを踏まえ、介護保険制度の持続性を担保した上で決定することになっております。また、介護保険料の所得段階を平成30年度より16段階から25段階へふやし、所得に応じてきめ細かく設定し、負担が軽減されるよう配慮され

ております。国においても、消費税が10%引き上げされるときに市町村民税非課税世帯を対象として、介護保険料の軽減措置が完全実施され、介護保険制度の仕組みとして負担軽減が図られる予定となっております。しかしながら厚生労働省は、地方公共団体が一般財源を投入して介護保険料を減免または軽減することは、被保険者間の公平性の担保、健全な介護保険財政の運営と財政規律の保持の観点から適当ではないという考え方を従前より示しております。本町の考え方としましては、国の施策に加え、介護予防等を進めることで介護給付費を抑制することに努め、結果として介護保険料の抑制を目指してまいりたいと考えております。

次に、介護保険を利用した場合の自己負担についてでございます。ケアプランに基づいて介護サービスを利用したときは、原則として費用の1割、一定の所得がある方は2割または3割をサービス事業者を支払うこととなります。これは、介護保険法に被保険者へのサービス費用の支給割合が規定されていることに基づいております。自己負担の軽減措置については、高額介護サービスや高額医療・介護合算制度に該当する場合は、現行の制度上、対応が可能でございます。

最後に高齢者・障害者福祉の充実についてでございます。本町におきましては、高齢者の福祉施策を網羅した高齢者福祉計画を3年ごとに、障害者の福祉施策を網羅した障害者計画を6年ごとにそれぞれ策定し、当該計画に基づいて福祉の充実に努めております。

平成30年1月に実施した芦屋町コミュニティ活動状況調査における町民アンケート結果では、高齢者福祉及び障害福祉とも満足度のポイントが町の各種施策を平均した値よりも高く、あわせて3年前の調査より向上しており、町民の皆さんから一定の評価を得ているものと考えております。今後とも、両計画に基づき、必要に応じて広域連携を行いながら、高齢者福祉及び障害者福祉の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

ごみ袋料金の引き下げについては、遠賀・中間地域広域行政事務組合においてもよく議論に上がる案件でございます。ごみ処理にかかわる総経費等を考えた上で、ごみ袋料金の引き下げは行っていない状況です。有料指定袋になった導入経緯として、ごみの排出量に比例する料金負担とすること。また、分別の徹底を図ることで、ごみ減量を促進することが目的となっております。

町では、リサイクルできるものなどしっかりと分別することで、ごみ袋の使用枚数を抑えることが可能となりますので、各御家庭で努めていただけるようお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

国保税の引き下げについてですが、国民健康保険は制度改革により、本年度から県が町とともに運営を担うこととなりました。これに伴い、芦屋町では国民健康保険運営協議会において、国民健康保険税の賦課方式、保険税率、税額の検討がなされ、平成30年度から賦課方式を変更し、保険税率及び金額が改正されました。国保会計は引き続き赤字補填のため、一般会計からの繰入金、予算上では5,000万円を受けており、国保財政は厳しい状況にあります。県の国保運営方針の中で、赤字補填のための繰入金については、今後6年を目安に計画的・段階的な解消・削減に努めることとなっているため、国民健康保険税の引き下げについては難しいと考えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

交通網の拡充につきましては、平成29年度に策定した芦屋町地域公共交通網計画において、公共交通の取り組みの基本方針を踏まえ、計画の目標と目標達成状況を評価するための数値指標を定めて、各事業に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

自衛隊機の騒音対策について、お答えいたします。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第4条で、国は、政令で定めるところにより自衛隊機の航空機の離発着等の頻繁な実施により生ずる騒音に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設の周辺の区域に当該指定の際に現に住所を有する住宅について、その所有者または当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、または軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を採るべきものとされています。そのため、住宅防音工事は国、防衛省が行うべき助成事業であると考えております。

芦屋飛行場周辺の防音工事対象時期は、昭和58年3月10日以前に建てられた住宅が対象となり、対象区域としては、大城、浜口、栗屋、緑ヶ丘、正門町の一部が対象となっております。芦屋町基地対策協議会では、毎年、九州防衛局へ昭和58年3月10日以降に建築された住宅や区域外地域についても対象となるよう要望活動を行っております。また、防衛施設周辺整備全国協議会より、防衛施設周辺整備対策に関する個別要望事項で、住宅防音事業に関し、制度改正、

指定区域の拡充等の要望を毎年行っております。

直接的な騒音対策とはなりません、山鹿地区ではNHK放送受信料の補助事業を町単費で助成事業を実施しております。防衛施設周辺放送受信事業の見直しに伴い、本年8月31日より芦屋地区のNHK放送受信助成が、住宅防音工事を完了した世帯については、廃止という形になっておりますので、それにつきましては6月の定例会の一般会計補正予算におきまして、芦屋地区テレビ受信料補助金として町単費で補助を行うよう予算措置を行っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは、まず町長の答弁についてですね、町民の命と暮らしを守り、福祉の充実に努めるのが地方自治体の本旨、責務をどう実行するかというのが町民に対する町長の姿勢が問われるのが憲法改悪と消費税の問題です。国の政治が町民の暮らしに直接影響する町民に不利益を及ぼす施策には町民の立場で国に物を言う毅然とした態度、凜とした態度で臨み、責務を果たすことが町長の役割であると思います。ぜひそういった立場をとっていただきたいというふうに思います。またいろいろな要望については今後のですね、議会の論戦の中でですね、具体的に実現できるよう私たちも提案を踏まえてやっていきたいと思っております。

アンケートの中にですね、私たちの町、芦屋町はどこがいいと思えますかという設問をしました。「自然環境がよい」、「福祉サービスがよい」、「教育環境がよい」、「町の施設が充実している」、「地域コミュニティがよい」、「役場の対応がよい」、「子育て支援がよい」などです。この結果です、1位は「自然環境がよい」58.2%です。2位が何と「役場の対応がよい」、これが13.2%です。よくですね、「役場の対応が悪い」とか、「職員が働いていない」等々の声が聞かれます。しかしですね、職員が住民生活が向上するようにと真摯に住民と向き合い、対応していけば、住民はちゃんとその姿勢を評価してくれるということです。住民にとって一番必要な情報を持っているのは職員ですから、上から目線ではなく、住民と同じ目線から情報を提供していくなら、ちゃんと評価し、もっと認めてもらえるようになると考えます。そこに全体の奉仕者である自治体労働者としての自覚と誇りを持って働くことができるというふうに私は考えます。

また、議会に対しても「議会の質が落ちている」、「明瞭な議会運営を」、「各議員の活動が見えない」などの意見が寄せられています。議会もこれらの声に真摯に応えなければいけません。「所得が低いのに国保税や住民税、年金などの引き落としで家賃も払えない。どうにかしてほしい」など、これからの暮らしの不安を訴える悲痛な声が多く寄せられています。日本共産党は、こうした意見を議会での質問やまた直接担当課に伝えて、町民の皆さんの暮らしが少しでもよくなる

ように、全力で取り組むことを表明いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

次に、2番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

2番、公明党の松岡泉です。本日は2件、一般質問をさせていただきます。

1件目、ヘルプカードの普及推進についてでございます。ヘルプカードは、障害者の方などが携帯し、いざという時に必要な支援や配慮を周囲の方にお問い合わせするためのカードです。このカードの導入は、平成24年、東京都が第1号として作成して配布をしております。福岡県も平成28年1月に全国で2番目に導入をして、開始しました。その後、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたことや平成29年7月にヘルプマークが日本工業規格、JIS規格ですが、として制定されたこともあり、全国の自治体に導入が広がっております。しかし、その一方でヘルプカードに対する国民の認知度は、いま一つ進んでいないようであります。この事業は県が取り組んでいるものですが、社会では誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる思いやりのある共助社会を構築することが求められております。我が町におきましても、このヘルプカードの普及推進を積極的に図っていくべきであると考え、お伺いします。

通告書にございますように、(1) ヘルプカードにかかわる取り組み状況についてです。これにつきましても、ヘルプカードを携帯される方は、外見からは容易に判断が難しいハンディのある方で、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、知的障害のある方、精神障害のある方、認知症の方、または妊娠初期の方などであります。借りてまいりましたけど、福岡県が配布しましたヘルプカードはこういったものです。私自身もこれをですね、携帯されている方をちょっと見たことはないんですけども、これが普及しているのかどうかというところが大きな問題ですけれども。初めにですね、このヘルプカードをこういった皆様方が手に入れるため、入手するためには、どうしたらよいのか。まずお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ヘルプカードは、平成28年に福岡県から県内の自治体に配付され、本町には200枚が配付されました。その200枚につきましては、役場や社会福祉協議会の窓口での配付、町内の福祉サービス事業所、民生児童委員の方にも配付を促進していただきました。

本年も福岡県から50枚の配付がございました。そういうことで、まずはここで今、申しましたところの事業所とか、それから民生児童委員の方が訪問される場所ですね、そういった方を通じて必要な方に配付されているというような状況でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

200枚いただいて、その後、追加で50枚いただいているようでありますけれども。県は当初ですね、5万5,000枚を作成して、福岡県下の各自治体のほうに配付しているかと考えられますけれども。50枚追加しておりますけれども、その後芦屋町にはこのヘルプカードは存在はしているのかどうかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

この250枚のうち、現在役場窓口、それから社会福祉協議会に25枚しか残っておりませんでしたので、福岡県へさらに200枚の追加配付を11月をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

トータル的に言いますと250枚と。残枚数が25枚というような状況で、225枚が必要な方に手渡された可能性がある。または一部ですね、各事業所等で保管されているところもあるかとは思いますが。それでですね、今さきほど申しましたハンディのある方については、非常に掌握はしづらいと思うんですけども。この本来ですね、これを、カードをお持ちになったほうがよいという、考える方、対象者、利用対象者ですね、がどのあたり、何枚ぐらい、何人の方になるのか。また、今のところ225枚ということですけども、実際ですね、利用されている方はどの程度おられるのか。これについてわかりましたら、答弁をお願いします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

町内には障害者手帳を所持されている方及び手帳を所持されていなくても自立支援医療を利用している方が約900人おられます。それから、MC Iを含めた認知症者というのが、約600人が推測されております。それから、母子手帳を交付する方が毎年約100人おられるというこ

とで、合計しますと1,600人という方が主な対象者であるということが考えることができます。

それから、先ほど225名、約225名分は配付されておりますが、このヘルプカードというのは町のホームページまたは県のホームページからもダウンロードできますので、実際はこの225枚以上の方が所持されているのじゃないかなというふうには私どもは考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今の答弁からしますと、1,600名の方が利用対象者になるんじゃないかと推測でありますね。それと現在225枚を配付して、残りは25枚と。入手の方法につきましては、福岡県のホームページにございますように入手についてはですね、インターネットを通じて入手することが可能でありますので、このニーズ的にはですね、それをお持の方がどの程度かというのがわかりづらいかと思いますが。少なからずしてですね、この必要な方がこのカードをですね、持っていたらと、持っていたらいいようなですね、取り組みが重要じゃないかと。こういったカードはせっかくでき上がっていますし、行政の思いやりのですね、自治体であるべきだと考えますので、必要な方に持っていただきたいというふうに思います。

ただですね、このヘルプカードの携帯要領についてですけども、特に定めがないようであります。これはですね、周囲の方に気がついていただければ、万が一ですね、そういったハンディをお持ちの方が、生活または町の中でですね、お困りになっているときに手助けできるかどうか。また、役場の中で手助けできるかできないかということにかかわってきますので、周りの方に気がついていただかないと支援や配慮ができないのじゃないかと思えます。

東京消防庁管内ではですね、そういうことで、外見から容易に確認できるような形でカードの有無がわかる方法がよいのではないかということで、それについての論議も起こっているようであります。カードの携帯方法についてはですね、障害の種別それから状況、考え方によってですね、それぞれ違うかと思えます。こういったハンディをお持ちの方についてはですね、自分の弱いところは人には知らせたくないという方もおられてですね、これをどちらかという目立たないようにされておられている方もおられると思えますけども。基本的には、何かあったときに周りの方に訴えなければ、サポートができなくなるわけですね。そういうことで、この携帯方法についてはですね、町独自の、について提示する、提示したほうがいいんじゃないかと考えるわけですけども。この点、町としての考えはいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

町独自のヘルプカードの携帯方法を示すことに対する考え方について、携帯方法、携帯要領で
すね、考え方についてお答えします。

ヘルプカードの作成者であります福岡県に確認したところ携帯方法は特に定めておりません。
また、ヘルプカードを最初に作成した東京都のガイドラインを確認しましたが、福岡県が作成し
たチラシ同様、カードケースに入れて利用する、あるいは必要時に提示する方法は例示されてお
りましたけども、特に定めはございませんでした。この理由としましては、ヘルプカードを常時
掲示することで、個人情報他人へ伝えることになるリスクもあり、このことで問題が発生した
事例もございます。

私どもとしましては、一様に携帯要領を定めるのではなく、ヘルプカードを使いこなすことの
大切さを伝え、福岡県が作成したチラシを参考に周囲の方へ目につきやすいよう、カードケース
に入れて表示する方法、必要な方に必要な時に提示する方法、いずれかを本人または保護者の意
向に沿って利用していただくことが意志決定の面からも適切であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今先ほども私が申しましたように、状況によってはですね、こういったヘルプカードを表にあ
らわしたくないという方も当然おられますし、そういうことも考えるわけですけども。水巻町
ではマタニティマークの入ったマークを提示するようになんか推進しているということで、母子
手帳をですね、配付するときにキーホルダー、ステッカーをあわせて配付しているそうです。そ
ういう意味からするとですね、財布の中で何か起こったときに掲示をするというようなこともで
すね、図っていくべきであるという今、答弁がございましたけれども、どちらかという外に張
っておきたいというような方もおられるわけですよ。そういう意味合いからすると、このヘル
プカードをですね、鞆、そういったところに携帯できるようなキーホルダーといってもこの大き
さですので、ある程度これが入ってですね、皆様の目に、町の皆さんにわかってもらえるような、
そういったステッカーというわけにもいかないかもしれませんが、そういった検討をしていただ
ければいいんじゃないかと思うんですけども、この点はいかがですかね。そういうことはで
きますか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

いわゆるヘルプカードというよりも、今、議員、持たれておりますヘルプカードに入っていますヘルプマークですね、ハートプラスマーク。これを普及させることについても、福岡県と確認をしたんですけども、福岡県のほうでは、まずそのヘルプマークの普及いわゆるステッカーをつくるというような考え方はまずないということだったんでございますので、そのヘルプマークの普及というのは、全県的に取り組んでいるところは隣の佐賀県でございます。佐賀県ではヘルプマーク、ヘルプカードではなくて、ヘルプマークをいろいろなところに利用していこうという考え方で取り組んでおりますので、私どものいわゆるステッカー、ヘルプマークの普及の仕方につきましては、福岡県の情報を得ながらですね、ちょっと今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

そういうことでありますので、これはですね、是が非でもマークにしてもですね、ここに書いてある先ほど J I S 規格ですね、J I S 規格。日本工業規格の、この、これは東京都がつくったものですけど、これを張っていれば、周りの方は一目瞭然にわかるということだと思います。

それですね、(2)に移らせていただきますけども。このヘルプカードに伴う合理的配慮、これにつきましては、差別解消法に基づいて、まあそういった役場関係の法的化についてはしっかりとその責務について定められております。そういうことでですね、お伺いしますけども、役場におけるですね、言語障害、視覚障害者の方に対する対応についてはですね、こういった対応に関しては、どうもお聞きしたところによりますと、町役場の対応は平成28年度にですね、これについての対応要領について、職員の対応要領についてですね、策定されているようであります。そういうことで通告書の中にはですね、たくさん、ちょっと上げさせていただいたんですけど。言語障害の方、それから聴覚障害の方、それから内部障害の方、難病の方、妊娠初期の方ということでお伺いしようと思ったんですけども。まあ時間の都合もございますので、この職員対応要領について対応しているかと思うのですが、その中でですね、抽出しまして言語障害の方と聴覚障害の方が来られた時の対応はどうなっているのかお聞きいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、言語障害の方への対応でございますが、言語障害には、言葉の理解や適切な表現が困難な状態の方と発声が困難な状態の方がおられますので、配慮のポイントとしては、筆記具を準備

してメモしながら対応することが肝要でございます。また、会話しているときでも聞き取りにくい時は文字で書いて内容を説明することもポイントとしております。

次に、聴覚障害の方への対応でございますが、聴覚障害の方の聞こえ方は個人によって異なっております。全く聞こえない方もおられれば、補聴器などを使うことで何とか会話が聞き取れる人など、聴力の度合いは人によってさまざまでございます。

私たちの窓口のコミュニケーション手段としましては、コミュニケーションボードを用いた筆談、助聴器を用いて、こちらの言葉を聞き取りやすくしていただく方法、手話を用いた対応を行っております。また、できるだけ静かな所での対応もポイントでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

マニュアルがそういう形になっているかと思うんですけど、実際ですね、役場に来られてそういった障害をお持ちの方がですね、来られてこういったカードを見せられるなり、また対応している中でですね、状況がどうかなのかと思われたときの対応かと思うんですけども。今、課長が答弁されたような備品ですね、備品。これはもう近くに置いてあるんですか。それとか話す、例えば大きな話になってきて、やっぱり窓口で混乱することもございますので、そういった方のサービス窓口はどこになるんですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず機器ということでお話をさせていただきたいと思います。機器につきまして、先ほど言いましたコミュニケーションボードというのは、ちっちゃなホワイトボードでございます。これは民生ラインの窓口のほうに置いておりますので、置き場所としては、福祉課なんですけども、皆さん使っていただくようになっております。それから、助聴器とって、ちょっとハンディータイプの、こちらの声を拡大して相手に伝えるために、相手の方に持っていただく。このマシンも福祉課のほうに持っておりますので、こういったものを必要なときにはお客さんにすぐ貸し出すような体制をとっております。それから、議員言われました相談窓口というところについては、主に相談窓口というのは私どもの福祉課もございまして、隣の健康・こども課もございまして、税務課もございまして、そこそこで相談窓口ということで対応して、また別室に御案内する必要があるら、健康・こども課、福祉課、税務課そういったところの別室で対応させていただいているような状況でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、対応マニュアルについて、具体的に備品等ともお伺いしましたけども。とにもかくにもですね、こういった障害をお持ちの方に関してはですね、懇切または丁寧なですね、サービスに心がけていただきたいと思います。

それではですね、関連質問になるんですけども。今、役場のほうでの対応なんですけど、実際ですね、こういった障害をお持ちの方はいろいろなところでお困りになることが多々あると思うんです。町の中で。そういった際ですね、町の中の住民としてはどういうふうに接していけばいいのか、お答え願います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ヘルプカードを見かけ、困っていると感じたら声をかけていただくことが基本となります。ヘルプカードを携帯している理由は個人によってさまざまでございますので、接し方も結局、多様というふうになってきます。それから臨機応変に対応することが苦手な方も多く、ゆっくり相手の話を聞いていただき、支援してほしいことに対応していただく、あるいは周囲の人に協力を求めていただきたいというふうに考えております。

また、ヘルプカードをお持ちの方は健康に見えても疲れやすかったりしますので、バスの中等では席を譲ること、こういったことも必要というふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

そういうことですね、この町の中ですね、町民の皆様がやっぱりサポートしていただけるような、これにつきましては皆様のやっぱり、町民の皆様の御理解がなければ、なかなかうまくいきませんので、そういった啓発についてもですね、今後、頑張って推進を図っていただければというふうに思います。

それから、④ですけども、緊急時のヘルプマークの対応はとしておりますけども、これはですね、緊急時、災害時にですね、ある自治体では防災ベスト、障害者の方が一目瞭然にわかる、このカードでなくしてベストにですね、だから災害時になったときは、避難所でもあの方は障害

をお持ちなんだなとわかるようなベストをつくっているところもございます。これについては、我が町では、こういったものを導入にしたらどうかと考えるわけですが、これに対してのお考えはどうですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず現状は、緊急時については災害時等に要配慮者の避難先となる福祉避難所での対応というのがまず必要というふうに考えております。現状の考え方としましては、福祉避難所を開設する場合、福祉避難所を示す先ほど言われましたヘルプマークを表示するということがまず大切であるというふうに考えております。次に、現状では福祉避難所におられる方にヘルプカードを配付しようというような対応で考えておりますので、今、議員、御指摘ございましたベストを購入して着用していただくというのは、ちょっと検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

そういうことで取り組みはですね、しっかり推進を図っていただきたいと思うんですけど。

(3)に移りますけども、今後の普及推進についてどう考えているかということなんですけど。先ほど、要するに人数に対して配付している枚数ですね。これに関しては、インターネットからも持ってこれるということもございますけども。私が見る限りですね、こういった必要な方がお持ちになっただけで非常に少ないんじゃないかと、そういうふうに思いますし。ポスターですけど、これも配付されてるわけですが、なかなかちょっと見たことがないんですよ。そういう意味合いからすると、推進状況も十分じゃないんじゃないかなあと私は思うわけですが。そう言いながらも、これについてはですね、先ほど何度も申していますように、やっぱりこういった思いやりのある共生のですね、自治体であってほしいと願うわけでありますので、しっかりと取り組んでもらいたいんですが。今後ですね、この推進はどのように図っていくと考えるのか、お答え願います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

福岡県がヘルプカードの普及促進を開始した平成28年度から本町におきましても、広報、ホームページでの周知、ヘルプカードの配付に努めてきましたが、今後一層の普及促進に努めたい

というのがまず第一の考え方でございます。具体的には、ヘルプカードを多くの町民の皆さんや関係機関に知っていただくため、やはり広報あしやの周知、それからホームページでの周知、これを充実させていきたい。それから福祉課で作成しています障害者の方へ配付するしおりなどですね、ヘルプカードの存在や使い方を加えるとともに、ヘルプカードを定期的に福岡県からいただいた上で窓口での配付、それから、アウトリーチということで、民生児童委員の方にお持ちいただいて、配付する。それから福祉の事業所、それから福祉の相談員を通じて必要な方へ届けられるようにしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

いろいろなですね、施策はあるかなと思うんですけど。こういった福祉に関する、また障害者の方に対してのかかわり方、こういったことに関してはですね、やっぱり幼少のころからですね、例えば、小学校、中学校とか、そういったところのですね、児童や生徒にもついてもですね、教育をしていく必要性もあるんじゃないかなと思うんですけど。ちょっと関連質問で、学校のほうで、こういった出前講座とかいった内容では考えられないものですかね。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

各学校ではですね、障害をお持ちの方の疑似体験というものを学校の授業でやっております。こういったヘルプカードの必要性があるというふうに考えますので、そういった小中学生の中でもこういったカードがありますよというような授業をどこかでやっていけるかどうか。内容をいろいろ考えながらですね、検討してみたいと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

いろいろ、るるあるかと思うんですけども、施策については万全を期して、私のほうもお願いしてまいりたいと思いますのでよろしく申し上げます。

2件目に移ります。介護予防についてです。高齢者社会が一段と進み、町の高齢化率も徐々に上がっております。こうした状況の中で、町では高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していくため、高齢者福祉計画を策定して、積極的な施策を行っているところでありますけれども、介護

予防については特段の配慮が必要と考え、今後の取り組みについてお伺いしてまいります。

(1)ですが、介護予防の取り組み状況についてです。御存じのとおり介護予防の目的は、高齢者が要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化を防止することです。生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえ、心身機能、活動、参加それぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではありません。日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人一人の生きがい、自己実現のための取り組みを支援して、生活の質の向上を目指さなければなりません。

そこで、初めにですね、ここ数年の町の高齢化率と要介護認定の推移状況はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

総人口に占める65歳以上の人口を示す高齢化率は、各年とも10月1日現在で、国政調査に基づき平成12年は18.6%、平成17年は20.7%、平成22年は24.4%、平成27年は28.9%。住民基本台帳に基づいて平成28年は29.5%、平成29年は30.4%、平成30年は31.1%でございます。以上のとおり平成12年以降高齢化率は上昇しております。

次に、65歳以上の高齢者を分母、介護認定を受けている方を分子とした要介護認定率は、各年とも10月1日現在で介護保険制度が始まった平成12年は14.4%、直近の5年間では、平成26年が19.8%、平成27年が20.3%、平成28年が20.1%、平成29年が19.1%、平成30年が19.1%でございます。平成27年までは、ほぼ毎年認定率が増加してまいりましたが、近年ではやや減少、あるいは横ばいとなっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今の数値を見ますと、ここ数年はですね、どちらかと言いますと少し介護認定率も落ち着いている、少し下がったのかなという状況かと思えます。それで、高齢者の介護が必要になった原因についてですね、厚生労働省のデータを見ますと、1位は認知症だそうです。18.7%。2位は脳血管疾患の方が15.1%、3位が高齢による衰弱で13.8%、4位が骨折転倒12.5%、その後、関節疾患の方、心疾患の方、その他と続いております。そういう、こういったことで要介護を必要になるということで、これに対してですね、介護予防を図らなくちゃならないんです

けれども。第7期ですね、町の高齢者福祉計画にも書いてありますけども、これらですね、介護予防をするに当たっての施策、推進状況はどうなっているのか、ここで伺いたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

介護予防事業として普及促進に取り組んでいる事業としましては、18の地域で行われています「自治区体操教室」、自治区体操教室を地域で推進するための「体操サポーター養成講座」、認知症予防のための「脳いきいき教室」、栄養面をフォローする「いきいき昼食会」、認知症予防や口腔ケアの講座をスポットで地域へ出向いて行う講座、町の介護予防に関する「出前講座」、20地区で実施しています「地域交流サロン事業」が主なものでございます。平成30年度からは、新たにリハビリテーションの専門職を自治区体操教室や地域交流サロンなどへ派遣し、さまざまな身体上の困りごとに対応するプログラムも始めております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁が、課長がございました。7期の、この今年の3月に作成しております芦屋町高齢者福祉計画の69ページを見ますと、徐々にですね、実績数も2,800人を超えて3,000人というように続きそうな状況になりまして、各自治区のほうもですね、サロン事業を積極的にやっていた中で、予防介護が進んでいるじゃないかと思うんですけど。その結果として、先ほど伺いましたように、要介護認定率が少し下がっているというような状況なんですけども。この介護認定率がこの数年落ち着いている、また下がっていることについては、こういったサロン事業、そういった予防事業はですね、功を奏しているというのもございますけれども、この点はどうのように町としては捉えておられるのか伺いたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

65歳以上の高齢者のうち要介護認定者数がどれくらいかを示す要介護認定率が、介護保険制度開始以降、年々上昇し、平成27年には20.3%まで上がったものが翌年から低下し、平成29年、30年とも19.1%という状況です。これは、介護認定者数も減少しております。この理由につきまして、福岡県介護保険広域連合も申しておりますけれども、町民の皆さんお一人お一人の意識が高まり、筋力アップ、栄養、口腔を初めとした介護予防に取り組まれた成果の一つで

はないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁がございましたように、やはり町の努力そういった熱意です、介護予防というのは進んでくるのかなと思いますし、そこに住民の皆さんが加わりましてですね、参画される中で、よいほうに進むかと思うんですが。ここで重要なことは、その住民の方が参加される方、今のところサロン事業は20団体というふうに聞いておりますけれども、サロン事業をやっている自治区は20団体。そういうことで広がっているんですけども、そこに参加される方がですね、この対象の方が多く参加されるというようなことが、今後の介護予防につながるんじゃないかなと。そういう意味からすると、どのようにしてですね、そういった方を取り込んでくかということが今後の大きな課題ではないかと思えます。

10月10日はですね、転倒予防の日だそうです。何でそう言うかといいますと、高齢者の事故のうち、転倒・転落によるものはですね、先ほど申しましたように、4位に入っていて、12.5%なんですね。死亡者数、救急搬送とともに毎年継続的に発生しております、外出時における転倒しやすい箇所を周知する。事故を未然に防ぐための考慮を徹底するなどのですね、施策が必要となるわけです。筋肉やバランス機能は高齢になるとともに、加齢とともに低下をしまります。これらの機能を維持するためにはですね、当然ながら、こういったサロン事業等に参加してですね、筋力をアップしたりですね、そういうことが重要になるかと思えます。それとあと食事ですね。バランスのよい食生活を心がけると。それと運動ということでサロン事業になるわけですけど。それとですね、認知症の方が要するに介護予防、原因ではトップなんですよ。骨折、転倒されるということは、大体、心身機能も充実されていると予防につながると思うんですけど、認知症の方にとってはですね、どのようにしたらよいかということは、一つはこういった栄養バランス的なものも関係しますし、運動をやることによって、認知症の方の予防につながる、そういうことも一部あるかもしれませんが。基本的にはですね、どのように言われているかといいますと、認知症の方についてはですね、日常生活をどう刺激的のある生活を送るかということが重要になるそうです。特に日常においてはですね。心地よい刺激や笑うことの多い生活を創意・工夫すること。それから社会との接触を積極的に行うことです。また、人に役立つことを日課に取り入れること。こういったことによって認知症対策は十分に図れると。そういうことでですね、先ほども述べたんですが、この介護予防についてはですね、高齢者の本人のアプローチも重要なことなんです、それ以外にですね、生きがい生活環境の調整、地域の中での生きがい

づくり、役割を持って生活できるような居場所づくりと。出番をつくってあげると。そういった高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスの取れたですね、ことが重要になってくると。そういうことで、こういった環境整備をやっていく必要があると思うんですけども。現在ですね、介護予防に関しての、全体で含めてですね、課題をどう見ているか、これについて回答を求めます。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

介護予防に関しましては、国民的な課題でございまして、テレビや新聞などでも多く取り上げられ、個人単位でウォーキングや体操をしておられる方を多く見かけます。しかし、介護予防を一人でされるのと、主体性を持って地域の方々と一緒にするのでは、明らかに後者の方が効果が高いと言われております。これは、ボランティアや地域行事にも共通することですが、役割を持って事業の一翼を担うと、貢献しているという参画意識、さらに参加者同士のコミュニケーションの促進、それが生きがいや生活意欲につながり、体ばかりではなく、脳の活性化にもなり、介護予防効果は一層高まるものと言われております。

今後の介護予防につきましては、このように自分の健康のため、自分の生きがいづくりのためという主体性を持っていただき、さらに地域での介護予防や仲間づくりが長く続くよう、一人一人が担い手であると考えていただく方をふやしていくことが課題というふうに考えています。時間はかかると思いますが、このような考え方が浸透していけば、地域でのボランティアや地域行事も活性化できるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

介護予防ではですね、先ほどから何度も申していますように、そういった生きがいづくり、高齢者の方が町の中ですね、自分の生きがいづくり、また出番をつくっていただいて、そこで活躍する。そういう中ですね、全てがいいように回っていくんじゃないか。そういうことで自分の介護予防にもつながっていくということで、やっぱり高齢者の方が何かに取り組んでいければいいんじゃないかなというふうに考えるわけですが。

最後に（3）なんですけど、それでは今後の取り組みは、じゃあどうするんですかとなったところですね。やはり、今いろいろな取り組みをされていますけれども、やはり限度があって、参加されない方、そういった方を取り込んでいくということが重要と先ほど申したとおりです。そう

いうことでありますけれども、やはり参加されない方をどうするかというのが介護予防にとっては重要じゃないかと思えます。それでですね、身体機能を維持させることについて、環境はどうなっているかといいますと、町でもですね、いろいろ今、整備を図っていただいて高齢者の方がそこに行けば活動できたり、コミュニケーションをとったりすることが可能な状況になりつつあると、私はそういうように思っております。公民館ではサロン事業をやってますし、総合体育館のところに行けばですね、皆が集まって何かやれるところもありますし、グランドゴルフをやったりとかですね、コミュニケーションを図れる。また大会も行われておりますし、そういったことで各拠点に行けばいいんですけども。私はですね、そうじゃなくて考えるに、やはり気軽にですね、高齢者の方が買い物に行く時に、散歩がてら、その散歩コースがあると、自治区の、自分の周りにですね、気軽に運動ができる、そういった環境があったらどうかなと思うわけですね。そういうことで、高齢者が自分の自宅の周辺に気軽に体を動かせる環境づくりということで、例えばですね、安全を確保した散歩コースを設置することなどができればいいなと思うんですけど、そういったことはできないのかお伺いしたいのですが。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

結論から申し上げますと、町中に散歩コースを設けることは、安全面から非常に難しいというように考えています。それは、まず幅員が狭い道路が多いことが一つでございます。そしてこのことに伴って、交通事故の危険性が高いこと。それから歩道が整備されておりますけれども、街路樹の影響等により、でこぼこが多く、転倒の危険性があるということでございます。高齢者には、できるだけフラットなところで散歩することが望ましいのではないかとこのように考えています。また、散歩やウォーキングする距離や時間帯などは高齢者一人一人の体力や健康状態に応じて行うこと、また散歩コースは、できるだけ危険性を排除するため、車が通らないほうが望ましいと考えております。そこで、リニューアルした中央公園ですね、現在整備中の芦屋中央病院横の多目的広場、祇園崎運動広場、芦屋海浜公園、風光明媚な遠賀川の導流堤やサイクリング道路等すばらしい環境が整っておりますので、健康遊具の活用を含め、身近な場所を活用していただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

えっとですね、これについては、真剣にちょっと考えてもらいたいなと思うんですね。町全体

としては少子高齢化ということで、高齢者が段々ふえてくる中で、これについては当然バリアフリー化を推進するということも言われておりますし、安全を確保してやっぱり車の近くは危ないという、重々承知しています。しかしながら、そうやって分離してですね、高齢者の方がたくさん今から団塊の世代がまだまだふえてくるわけで。今のところ元気なほうだと思います。しかしながら、やっぱり歳を老いてくると、加齢とともにですね、高齢者がふえる中では、そういったですね、足を運んで遠くに行けるのであれば、重々オーケーなんですけども、こういうサロン事業とか出られないとか、そういう方がたくさんおられるということは、やっぱり認識しなければいけないと思います。そういう意味でですね、こういったことを一考する必要があるのではないかと思います。

それから次に移りますけども、現在サロン事業を20自治区のほうでやっていただいていると。これについてはですね、コミュニケーションの場なんですけれども、新たな交流の場が私は必要じゃないかと。やはり今ですね、町の状況を見ますと、いろいろなところで、それぞれ高齢者の方が集まってお話をされていますけども、そういったお話をされるときにですね、休憩所とか、そういったものがたくさんあるほうが、私はコミュニケーションが進むんじゃないかと。これについてはですね、介護予防の動機づけともなりますし、環境にとってはそういうものがふさわしいと思うんですけども。サロン事業を含めてですね、今後ですね、こういったコミュニケーションの拡充ついてどのようにお考えになっているかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

町としてサロン事業を推進してきました目的は、地域コミュニティの場で高齢者の見守りを進めること、多くの方が参加する事業が行われることで体や脳を活性化することになり、介護予防効果も目指したものでございます。

次に、地域の公民館を活用していただいているのは、高齢者にとっては、できるだけ多くの方が参加するためには、お住まいの近くで事業を実施する必要があること、地域のコミュニティをベースとして事業を推進することで、地域の結びつきを強くする狙いもございます。

地域交流サロンにつきましては、4年間で3分の2、20地域まで普及することができました。担当課としましては、サロン事業が各地域で当たり前のように行われ、そこに住む高齢者が当たり前のように参加するようにしていく必要があります、まだまだ地域の皆さんと一緒に汗をかいていく必要があると考えております。したがって、現時点で新しい交流の場を創設するメリットもございますが、逆に地域の方が一生懸命盛り上げておられる地域交流サロンを停滞させるデメリットもございます。担当課では、現時点の取り組みとしましては、先ほど申しましたとおり、

地域交流サロン事業の充実、実施地区を拡大することを最優先と考えておりますので、議員の御指摘の点につきましては、将来課題として捉えさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今のところまだ20自治区ということで、サロン事業の拡大をですね、今、自治区で行っておられないところもですね、参加できるような環境づくりをしていただきまして、御理解を賜りたいと思います。

もう一つはですね、高齢者の活動、参加ですけれども。これが高齢者の方が生きがいを感じるところじゃないかと思うんですが。そういった参画することによってですね、生きがいを見出すことができるんじゃないかと思います。

現在ですね、社協のほうでも、「あしたの会」を発足していただきまして、こういった気風の醸成等やですね、実際の事業の展開を今始めよう、または始まっているところであると思うんですけれども。この「あしたの会」に対してのですね、町の支援ですね、応援といいますか、この事業に関して、関与になるわけかも知れませんが、応援ですよね。これについて支援をどのようにやっていくのかお伺いしたいんですけど。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

高齢者への生活支援サービスの一つとして発足しました「あしや助け合いの会」、通称「あしたの会」については、老人クラブや区長会、当時の婦人会等とともに行政も検討段階より発足にかかわっています。また、育成支援に関しましても同様にかかわっていくこととしております。この具体化につきましては、今後の協議によって支援内容が決定されると思いますけれども。

それから、議員御指摘のとおり、超高齢化社会を迎えている現在は、高齢者が高齢者を支える時代でございます。担い手となる高齢者は、そのことで生きがいづくりが促進され、結果として社会とつながりが途切れず、介護状態になりにくくなると言われております。町としては、そのような環境づくりのため、昨年から社会福祉協議会とともに地域福祉講演会を開催して、支え合いやボランティアへの参加意識を高める等の地域福祉の推進に取り組んでおります。また、現在策定を進めております第2次芦屋町地域福祉計画においても、そのような視点に基づいた施策を織り込み、推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

「あしたの会」についてはですね、私たちも希望を持って応援していかなくてはならないと思いますし、自分たちもそれに参画する必要もあるかと思えます。そういうことで、高齢者の方がですね、今いる場所で安心して生き生きと生活ができるような芦屋町であるようにですね、しっかり取り組んで、自分自身もですね、頑張ってもらいたいと思います。そういうことで、今回の松岡泉の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 小田 武人君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

ただいまからしばらく休憩いたします。なお、13時15分から再開いたします。

午前11時51分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

次に8番、辻本議員の一般質問を許します。辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

8番、辻本です。ただいまから一般質問をさせていただきます。

私がきょう出しております質問は、件名1ですが、学力向上に関する質問です。三柵教育長も約2年近くなられました。私も実はこの質問、2年前にしております。で、2年間でどのように変わったかということを確認しながら聞きたい、質問したいと思います。よろしくお願いします。

まず、要旨1でございますけれども、平成30年度の全国学力・学習状況調査結果が9月末か10月に出たと思いますが、まずは、28年度と比較して、達成度はどうであったかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、平成30年度の結果から報告させていただき、その後で28年度との比較をしたいと思えます。小学校では、国語基礎と国語活用、算数基礎と算数活用、理科の5つの教科区分の調査がありました。そのうち全国平均を上回ったのは理科の1教科だけでした。中学校も同じ教科区分、国語基礎と活用、数学基礎と活用、理科の5教科でありました。そのうち全国平均を上回っ

たのは、国語の基礎1教科のみとなっています。議員の御質問である平成28年度は、理科は実施されておりませんので、理科を除いて御回答します。小学校では、28年度に比べて国語基礎と活用、算数活用の3教科区分について伸びが見られております。算数基礎においては、若干下がっております。中学校では、国語基礎と活用、数学基礎と活用の4教科区分について下がっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

ただいま、まずは平成30年度分、30年分が説明があり、それから28年度の比較がされました。今、聞いてみますとですね、まず30年度だけとってもですね、全国平均を上回ったのは小中学校ともに1科目ずつということです。28年度と比べると小学校では4教科のうちの一つ、それから中学校では5教科のうち4教科がともに下がっているという状況でございます。

ではですね、郡内3町との比較はどうであったかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

この全国学力・学習状況の調査の目的ですが、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力状況を把握・分析し、教育施設の成果と課題を検証し、その改善を図ることとなっております。そして、芦屋町に示された情報は全国平均点と福岡県の平均点、そして芦屋町平均点のみとなっております。このため、遠賀郡のほか3町との比較は行っておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

大体こういう調査というのはですね、大体結果は出るはずなんですよ。私、そういう世界にちょっとおりましたので大体わかっていますが、全国と福岡県と芦屋町しかわからんということでございますが、おおよそ資料は、私は持っていませんのでわかりませんが、お持ちだと思えますので、じゃあおおよそ遠賀郡内で何番目かちょっとお答えください。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

郡内3町のホームページにおいてそれぞれ公表をされております。芦屋町も同様です。なお平成30年度分につきましては、岡垣町はまだホームページは公表されておりましたが、岡垣町教育委員会にも問い合わせしております。その結果としては、岡垣、遠賀がよく、その下のほうで芦屋町と水巻町が。微妙な差はわかりませんが、こちらは同率3位といったところでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

大体今、今3番目ということでございます。そう受けとめました。試験だからですね、結果はよしあしがあると思います。よくわかっています。ただですね、やはり、全体的なことを今聞いていますと、全体的にその学力アップが図られていないというふうに感じます。このマスタープランのですね、中に目標、数値目標が示されておりますが、教育大綱ですね。あの、この中にあります。やっぱりこの目標というのは、あくまでも目標は目標でしょうけど、しかしそれをクリアするようなですね、努力は必要だと私は思います。ではですね、未達成の科目の課題に対してどのように取り組んでいるのかお答えください。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、この調査の公表があつてすぐに、学力に係る臨時校長会を開きました。内容としては検証でございます。各学校の調査の国語、算数・数学の結果、まあA・Bとも全国、県平均と比較してどうであったか。特に小学校は3校ございますので、学校ごとに行っております。そしてそれぞれの自校の結果の特徴とその要因は何か。何がよかったのか、何が悪かったのかを検証しております。そして、2学期に入りましてすぐ公表されますので、この後すぐ2学期からの具体的な取り組みはどうするのかについて協議を行いました。

まずは、未達成の科目については、各学校とも学力検証委員会で自校の学力の課題を共通認識する。例えば、ある学校の国語の基礎の例を出しますと、「書くこと」の領域が弱かったので、補充学習や家庭学習で「書くこと」の領域の基礎的・基本的な問題に取り組むというような分析をして、全校上げて徹底、継続して取り組むというように、各学校とも自校の課題に応じて、取り組んでいくことを確認しました。

次に、各学校とも今後一番効果を上げている学校のレベルまでの学力を目指す。特に、低かった学校の学力の全体的な底上げを図る。また、中学校の数学の学力の底上げを図る。そのために

対策としては、補充の時間を確保し、指導の徹底を図る。習熟度別学習指導を効果的に活用する。家庭学習の充実を図る。特に、宿題のやり直しの徹底を図る。中学校では、学習の「構え（心構え、身構え、物構え）」を徹底する。あわせて学年による補充体制の確立を図ることに取り組んでまいります。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

それぞれ検証されておるようですので、まあそれは結構だと思いますが。今、一つお尋ねします。では3小学校、芦屋ありますが、3小学校の中で、例えば山小はどれが一番いい、芦小はどれが一番いい、東小はどれがいいっていうのをちょっと言ってもらえませんか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

それぞれの学校の特徴と申しますと、芦屋東小学校は算数に秀でております。算数基礎、活用ともよく頑張ったというふうに捉えております。芦屋小学校はこれまで長く国語の研究で書くことに取り組んできておりましたので、国語がよかったというふうに感じております。山鹿小学校についてはいま少し指導と徹底を、特に算数で図っていきたい、図ってほしいというような受け捉えをしておるところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

それぞれまあ学校の特徴があると思いますが、いいところはですね、やっぱり学ばばいいし、それはそれで結構だと思います。先ほども言いましたように、やっぱり目標を設定している以上はですね、これは教育マスタープランの中にもある、教育総合会議でもそういう確認をされたと思いますので、これ以上は言いませんけども、やっぱり先生の質と申しますか、早い話が優秀な先生を確保することが一番だと思います。そういった、指導体制をしっかりとっていただきたいと、こう思います。なおですね、芦屋の町は去年ですかね、大学との連携協定を結んだと思います。結んだということはですね、そういったこうイブニングスタディとか土曜日授業だとか、そういうところですね、でも支援を受ける体制ができ上がっているんじゃないかと私はこう感じております。もっと積極的にですね、大学と折衝し、交渉し、そういったものを取り込んでいっ

ていただきたいと、これ提言しておきます。

それでは次に要旨2ですが、英語教育についてお尋ねします。学習指導要領の改正によって、平成っていうか、平成はことしままでですから2020年度からですね、小学校3・4年生は外国語の活動、5・6年生は英語科授業、2021年度からは中学校で完全実施というふうになるように聞いております。そこで、芦屋町としては、どのような導入計画をしているのかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

グローバル化が進行する社会において、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたるさまざまな場面で必要とされることが想定され、今回の改訂では小学校中学年に外国語活動、高学年に外国語科を導入するとともに、中学校外国語科の改善が図られました。2020年度からは、小学校の中学年では外国語活動として、年間35時間、高学年では外国語科として年間70時間の実施が義務づけられることとなりました。本年度、2018年度と来年度2019年度は、2020年度に備えるための移行期間として、今年度2018年度はALTと一緒に中学年15時間、高学年50時間の活動を実施いたします。来年度は、それぞれ10時間ふやして、中学年25時間、高学年60時間の活動を予定しております。また、来年度は、高学年において担任のみで授業を行う時間を15時間予定しており、高学年担任の英語能力が試されることとなります。2年後は、中学年35時間、高学年が70時間となり、中学年の担任も15時間の単独での英語活動が行われる予定です。そのために必要となる英語教育の職員研修の時間はもちろんのこと、ICT機器を積極的に活用した英語教育活動の研修を検討しているところです。中学校におきましては、教科の改善が行われて、これまで以上に話すこと、特に英文を暗記して話すのではなく、即興で話す力の育成が求められていますので、小学校と同じくICT機器を積極的に活用した英語科の授業を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

今、いろんな活動は、活動では何時間とか、授業では何時間とかいう話がありましたね。これは文科省が示した時間ですか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

はい。今のところは正式、正式という言葉はちょっとおかしいんですけども、正式には外国語活動は5・6年だけという形に位置づいておりますので、これはあくまでも参考的な数値として行っている時間でございます。それぞれの学校、まあ教育委員会ごとに少しずつ時間数は違っておりますが、5・6年については一緒というふうに捉えていいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

それではですね、文科省のですね、学習指導要領でですね、この英語科、英語の教育についての何と言うんですか、目指す方向、どのようなものでしょう。ざっくりとお願いします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

文科省の学習指導要領で目指す方向性というのは決められておりますが、まあざっくり言いますと、小学校の外国語に関する目標は、中学年では3つ示されています。聞くこと、話すこと、話すことの中にやり取り、発表という3つの領域が設定されてあります。高学年においては、教科となりますので、この3つに読むこと、書くことが加えられて、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成するというようなことが上げられております。3、4年生では活動として英語に親しむことが目的となって、5、6年生は教科となりますので、英語のスキルができるようになるところまでを目指すというところが、これまでと少し違うところなのかなというふうに捉えているところでございます。

中学校においては先ほど申しましたように、話すということが重点に加わって、話すことがより、これまでのレベルより高くなっているということが設定されているというのが、ざっくりとした内容でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

そうですね。将来的にやっぱり、日常会話ができることを目指すということだろうと私は受けとめをしました。であるならばですね、これからはやはり、英語に強い先生がとりあえずは必要

であろうと思います。現在、小学校にですね、英語教員の資格を持っている人が何名かおられますか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

これは芦屋町に限ってということで、今、御質問を受け取ったんですけど、芦屋町だけで言いますと、小学校の教員で英語の免許を持っている者は校長に1人と担任に1人の2人しかおりません。遠賀郡全体で見ますと、ちょっと今、資料を詳しくは持っておりませんが、确实なところでは、水巻町の主幹教諭、いわゆる教務主任に1人の遠賀郡内だけでは3人ではなかったかなというふうに把握しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

芦屋は郡内の中では、結構いい先生が、英語をね、得意を持っている先生がおられるということで、ちょっと強みがあるんじゃないかなと私も思って聞いておりましたが。先生もしかしですが、やはり、一方ではICT機器を活用した授業といたしますか、これがポイントになるかと私は思っています。2年前も言いましたけど、ここでは、この近くでは宮若市・中間市・岡垣町、これは英語の活動といたしますか、早くから導入してきているわけでございますので、芦屋もですね、遅れをとっているわけですが、全国一斉にスタートするという状況の中で、しっかりとした体制づくりをとっていただきたいということを期待しておきます。

次にですね、要旨3、エアコンの設置に関してお尋ねします。ことしは本当に記録的な猛暑で本当に暑い日が続きました。どの家庭でもそうでしょうけど、どの家庭でも家ではエアコンがつけっぱなしであったらろうと思います。芦屋はですね、郡内でいち早く、補助金の確保に動いて、エアコン工事、設置工事に取り組んで、ことし、今年度は全て、全校に設置が完了するというところでございます。このことは、先生たちにとっても、児童・生徒にとっても良好な学習環境が整うことになるわけでございます。そこで、夏休みの期間短縮については、どのように検討されているのかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

先ほど御質問のありました小学校で2020年度から英語教育が導入され、小学校で授業時数

が週当たり1時間ふえることとなります。そこで、昨年度より町の主幹教諭会で、授業時数がふえることに対して検討を重ねてまいりました。さまざまな案が出ましたが、結論としては夏休みの短縮がよいとの結論に達しました。そこで、8月25日を2学期の始業式として、翌日から給食を開始することを想定して、給食実施日数の増加による給食費の値上げ、1週間の時間割りの工夫、土曜日授業のあり方等を含めて、夏休み期間短縮の検討をしているところです。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

検討は一応しているということですが、まあ今8月25日の2学期からという話も出ましたが、なぜ2学期なのかなと私は思います。それはそれでいいとして、やはり環境が整ったのですから、来年度からは4月から実施できないのかと私は思います。いかがですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

先ほども答弁させていただきましたが、次年度は新学習指導要領に関する移行期間となっております。そこで新指導要領が完全実施となる2020年度より、英語教育の導入による授業時間、時数増に対応する形で2020年度よりの夏休み期間の短縮を考えております。言いかえますと、来年度、2019年度までは何とか授業時数が確保できるということでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

英語教育の導入に合わせてという説明がありましたけども、ちょっと私は理解しにくいなと思っています。この、設置したのになぜさっとできんのかなと。これが私不思議でたまらないんですが。そのほか何か理由はないんですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

では、途中の経過を申し上げますと、検討につきましては、来年度2019年度からも視野に含めてそれも検討しております。ただ一方で、まだ、例えば中学校でありますと、中体連における公式大会、新人戦等の調整もまだ終わっておりません。そしてまた、半年以上前からもう準備

を進めて決定をしないことには、小中学校の授業日数、行事等につきましては、町のその他のいろいろな分野に大きな影響を及ぼしますので、何とか半年前までに調整する必要があるということで、来年度からの夏休み短縮については一旦諦めたという形になっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

ではですね、各小中学校のPTAさんからの要望とかあっていませんか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

4校のPTA会長とはいろいろ意見交換、陳情等も受けておりますが、その中では、私は、はい。陳情は受けた記憶がございません。相談も受けたことはございません。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

この夏休みといいますか、この夏休みの期間短縮というのはですね、1週間足らずなんですよ。全国の中では2週間早めたところもありますが、聞いていますが、1週間程度ですので児童・生徒にとっては家でおって勉強するよりも、学校に行って学習したほうが効果はアップすると思います。あわせて、共働き世帯も非常に多いわけですので、保護者の方々にとっても、非常に喜んでいただけるんじゃないかなど、こう私は思っています。

町長にお尋ねですけど、他町に比べてですね、学力はちょっと低いわけですから、そういう面では郡内で歩調をとるということが背景にあると感じてます。でも、そういう必要はないと思いますし、来年度は試行期間と、試行と、試行的に取り組むという考えはどうかと私は思います。

町長のお答えをお願いします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほど来より、辻本議員と教育長なり、学校教育課長とのやりとりを聞いておったわけでございますが。私としましては、先ほど来、話がありますように、ここ数十年、10年近く遠賀郡4町で芦屋の学力は著しく悪いと。遠賀、岡垣はドンダリの背比べで大体上のほうに。水巻

と芦屋が真ん中はないで下のほうでケツ争いをしよるといような悲惨な学力の実態があったわけでございます。それで、やはり環境問題ということで、この暑さでございますので、全教室にエアコンを入れ、そしてICT教育、電子黒板、それから来年からタブレットというふうに手順を追ってやっとするんですが。やはり現場のほうではですね、何でも文科省の指導をとか、文科省のとか言いますんで、まあちょっといかなもんかなと思って聞いておったわけでございますが。今後ちょっとその辺につきまして、執行部でちょっとやる気ですね、気合いを入れたいと思いますので。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

今、なかなかですね、心強いですね、力強い発言がありました。やっぱりやる気の問題だと私は思いますので、再度、御検討をされることを期待いたしておきます。

それでは次にいきます。要旨4、不登校児童・生徒の現状と要因及びその対処方法についてお尋ねをいたします。不登校児童・生徒数の状況は、どのような状態なのかお答えください。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず初めに、不登校の定義について簡単に御説明します。不登校は年度に30日以上欠席者と規定されております。この規定に基づく平成29年度の不登校児童は2名、不登校生徒は20名です。また、平成30年度におきましては年度途中ですが、11月1日現在で不登校児童は3名、不登校生徒は6名です。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

29年度と比較したらえらい少なくなっているというふうに感じますが、そうじゃありませんよね。年度末まであるわけですから。要するに年間30日以上が不登校の対象となるわけですので、この数はもっとふえてくると思います。現状はそれで結構です。ではですね、不登校の不登校児童・生徒の要因はどんなことがあるのか、どのように捉えられているのかお答えください。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

一概には申し上げられませんが、例えば友人関係の悩みであったり、学業不振であったり、進路の悩みであったり、心理的要因、無気力等であったり、家庭の事情であったりと、さまざまな要因があります。なお、個別の要因につきましては、それぞれ個別に把握をしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

その点はわかりました。ではですね、その不登校児童・生徒に対する対応をしているのは、私が知っている限りでは、不登校対策指導員さんとかスクールカウンセラーさんとか、まあこういう方がおられますけれども、役割分担はどうなっていますか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、先に対応についてちょっと簡単に御説明させてください。まず、不登校傾向を示して、不登校になった場合には、担任が家庭訪問や電話などを行います。それで改善しない場合には保護者面談などを行います。そして担任の対応だけでは改善しない場合に、生徒指導担当の教諭や学校管理職、今、議員がおっしゃいました不登校対策指導員やスクールカウンセラーなど、児童生徒の状況に応じて、適切な人間がしかるべき対応をしていきます。また、不登校兆候を示した段階で、各学校ではマンツーマン方式による支援計画、個票といわれるものですが、これを作成し、学年や学校でどのように対応していくかを明確にします。

そして次に、スクールカウンセラーなどのそれぞれの役割を御説明します。まずスクールカウンセラーは、臨床心理士の資格を持った者で、児童生徒や保護者のカウンセリングを行います。必要に応じて、ケース会議と呼ばれる個別案件の対策会議に参加し、児童生徒の不登校改善策をアドバイスします。芦屋町のスクールカウンセラーは、福岡県教育委員会から派遣されており、現在は1名が芦屋中学校に週1日勤務しております。次に不登校対策指導員ですが、中学校教諭の資格を有し、生徒指導業務に精通した者です。業務内容は、不登校生徒への登校呼びかけや、登校はできたが学級に入ることができない生徒の別室での指導対応などです。平成24年度から芦屋町で1名雇用しており、芦屋中学校に週4日勤務しております。そして、教育相談員ですが、現在の教育相談員は小学校校長経験者で、学校経営・生徒指導業務に精通した者です。学校や児童生徒、保護者からの相談を受けたり、アドバイスをしたり、ケース会議等の調整を行ったりしています。あわせて、指導主事業務も兼務しております。現在の教育相談員は芦屋町で1名雇用

しており、平成28年度から教育委員会事務所に週4日勤務しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

それぞれ役割があると思います。今、話がありましたけど、週1日とかですね、これ何も役に立たんと私は思います。それよりもですね、今の答弁にありませんでしたけど、不登校対策指導員さんのほかにですね、今ですね、去年か、松岡議員さん、川上議員さんもですね、質問されておりますが、スクールソーシャルワーカー、これが必要だと私は思います。今、その説明がありませんでしたが、そのスクールソーシャルワーカーの設置は考えてないんですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

スクールソーシャルワーカーについてですが、まず平成24年度から27年度までの4年間、福岡県からの派遣により非常勤ですが、配置していた期間はございました。そしてその後、平成28年度から現在まで、芦屋町にはスクールソーシャルワーカーは配置しておりません。そして今おっしゃいましたが、今までも、川上議員や松岡議員から御意見をいただいておりますので、検討を重ねてきた結果、平成31年度から芦屋町教育委員会に常勤のスクールソーシャルワーカーを配置できるよう調整中であります。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

そうですね、私で3人目のソーシャルワーカー設置について要望しているわけですから、今、置けないのかということ発言しております。こういった方たち、常勤のですね、こういった方たちを配置するということは、先生たちがですね、授業に専念できるという環境づくりになるわけです。そのためにですね、こういったスクールソーシャルワーカー等を設置して、きめ細かな対応をしていけるようにですね、ならなければいけないと私は思います。

なおですね、不登校の児童・生徒やですね、先ほども出ていました兆候者っていいですか、不登校兆候者への対応で大事なことはですね、本人や保護者とどのような向き合い方ができるかというのが非常に大事なことだと思います。でも、その向き合い方が一つ間違えば、とんでもない問題点が逆に引き起こすことにもなってきますので、保護者対応マニュアルというのがあるのか

など。そこらあたりはどうでしょう。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

対応マニュアルとは少し異なるかもしれませんが、不登校児童・生徒やその兆候を示した者たち、そしてその保護者への対応につきましては、先ほど少し話に出しましたが、支援計画、個票というものを教職員で情報共有しております。なお、対応マニュアルは、そのものは芦屋町独自では作成しておりません。ただ、教職員は対応時に最低限遵守する事項は十分心得ております。また、定期的な研修会などで時勢の変化に対応すべく、日々研さんに努めております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

対応マニュアルはないということですが、今も私申し上げましたように、基本的なものですね、誰が対応しようが、基本的なところはやっぱり、何か必要ではないかと思います。そういったマニュアルに準じたといいますかね、指導要領といいますか、そういうのを作成をされることを提言しておきます。

でですね、今申し上げましたスクールソーシャルワーカーにつきましては、不登校児童・生徒の減少を少しでも図るために、ぜひ常勤で配置していただきたいと考えます。町長、ぜひ平成31年度から常勤として配置すると言ってください。3人が質問しとるわけですから、よろしくお願いします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

スクールソーシャルワーカーの件につきましては、川上議員、松岡議員、今度は辻本議員、3人から言われて、何か入れるのも恥ずかしいような話なんです。これはやはり、これだけ不登校問題、それからいろんな現場であっている以上はですね、速やかにやるべきだと思っておりますので、入りますでしょう、はい。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

ぜひ、来年度から配置をお願いいたします。

次に件名2に移らせていただきます。町内業者がいろんな町の、町、それから町内のいろいろなことに協力・支援をしております。その件についてお尋ねします。

要旨1でございますけども、芦屋町は商工会と防災協定を締結しておりますが、具体的にはどのような内容の協定となっているのかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

防災協定の名称は、災害時における応急復旧業務の応援に関する協定書でございます。芦屋町と商工会工業部会とは、芦屋町において地震、台風、豪雨、洪水その他の災害の発生が予想される場合の被害の未然防止及び災害が発生した場合の応急復旧業務の応援に関し、平成25年9月26日に協定を締結しております。この協定の目的は、芦屋町地域防災計画に基づき、芦屋町が行う災害対策活動に芦屋町商工会工業部会が支援協力することにより、芦屋町内における被害拡大を防止することでございます。応急復旧業務の内容としましては、1、災害時における建築物、その他の工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業。2、災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急交通確保のための障害物の除去。3番目、災害時における道路、河川、その他の施設の機能回復に伴う緊急応援作業。4点目、その他災害の発生の防衛または拡大の防止のために芦屋町が必要と認める緊急応援作業の4項目でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

災害時にですね、協力を願う内容、大体わかりました。ではですね、防災協定に参加している事業所は何社ありますか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

商工会の工業部会に加盟している数としましては、町内、町外を合わせて104社と聞いております。業種の内容としましては、建築関係で15社、土木関係で18社、電気工事関係で7社、造園業関係で7社、塗装業関係で6社、水道・管工事関係で15社、製造関係で13社、その他の関係で23社でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

ことしもですね、大雨、非常に豪雨がありましたけども。今まで災害といいますか、何と申しますか応援要求、応援協定に基づく出動要請をしていませんよね。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

幸いなことに、芦屋町においては大規模な災害等が発生しておりませんので、協定を結んだ後、一度も要請をしたという事例はございません。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

それではですね、防災協定を結んでいるのはわかりましたが。では、協定を結んでいる工業部会さんとですね、情報交換をしたことはありますか。

○総務課長 松尾 徳昭君

災害等が発生してないため、情報交換等もちょっとやっておりますが、今後はそういう情報交換等も考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

ここは大事なとこだと私は思います。重大な災害発生時にはですね、やはりこういう方たちは重機を持っているわけですから、非常に応援力がすごく大きいものがあると思います。ぜひ年に一度は情報交換をやっていただきたいと、このように思います。

それでは次にですね、要旨2に移らさせていただきます。町内業者はさまざまな町の活性化、イベント等にですね、協力・支援しておりますが、それらの業者に対してですね、総合評価制度の導入、見直しを行う考えはないのかについてお尋ねします。具体的な内容として、福岡県はですね、私が知っている限りは、防災協定を結んでいる事業所に対して、経営事項審査、申請の時に加点していると。加点を加える、1点、2点の点ですね。加点しているということを聞いています。そこで、芦屋町としては同様な対応はできないのかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

まず、総合評価制度について説明をします。平成17年4月に公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法が施行されました。その基本理念に公共工事の品質は価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないとうたっています。この基本理念を具現化するものが総合評価方式になります。つまり、価格のみの競争から価格と品質で総合的に優れた調達への転換を目指すものでございます。総合評価方式は、技術的な能力を審査する型が主になりますが、市町村向けには技術的な工夫の余地が小さい、一般的な小規模の工事を対象にした簡易型、それから技術的な評価以外の評価項目、例えば企業の施工能力、配置技術者の能力、防災協定等に基づく活動などの地域貢献を対象にした特別簡易型という2つの型があります。芦屋町では特別簡易型として平成26年度に建築工事、平成27年度に土木工事を一件ずつ試行という形で実施しております。いずれも500万円未満の指名競争入札で行っております。それぞれの入札では金額のほか、企業の施工能力の項目、配置予定者の技術力の項目、地域貢献度の項目、その他の項目という4つの項目で実施しており、地域貢献度の項目では、営業拠点の所在地のほか、地域活動として芦屋町での消防団員、民生・児童委員、保護司といった、いずれかの職員がいるかについて評価する内容になっています。

次に、福岡県内の実施状況ですが、32団体ある町村レベルでは27年度から29年度までの3年間で試行も含めた実施件数は2件しかなく、うち1件は芦屋町なんです。実施に必要な要綱自体を作成している団体も全体の3分の1程度しかなく、試行すらなかなかできていないという状況でございます。この原因としましては、一般的に言われているのが技術職員を含むスタッフ不足、審査のための外部委員会設置の困難さ、町村の場合、福岡県の総合評価技術委員会に委託することになっていますが、あと総合評価のメリットがないというものでございます。今後の取り組みとしましては、福岡県と協議しながら、地域貢献度の内容の見直し、それから対象となる工事内容や金額の見直しも含めて検討したいと考えております。

それから先ほど辻本議員から質問がありました県の加点の話なんです。福岡県では経営事項審査において数値化された点数などをもとに業者の格付を行っております。その評価項目の中にその他の審査項目というのが9つありまして、その1つに、防災活動への貢献の状況という項目があります。そこに防災協定の締結の有無というのがあります。それによって、あれば加点されるというような内容になっております。芦屋町でも同様のランクづけをするときに、経営事項審査などの結果が反映された総合評定値という点数に基づいて実施しておりますので、結果として県と同様の扱いになっているという認識でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

業者のランクづけと申しますかね、格付、これがまあ経営事項審査のときの大事なところでございますけど、今、そういった加点されるというのは、防災協定を結んでいる事業所だとか、地域貢献を行っている事業所と、まあそういうようなことを考えますと、やはりこの評価制度そのもの、入札制度とのリンクでちょっと異なるものがあると思いますけども、それはそれで置いて、やはり自社の活動を休止してそういった事業、イベントとかそういう事業、町の事業等に協力してくれているわけでございますので、それなりの、そういった事業所に対するそれなりの何らかの仕組みづくりは考えられないのかなと思っております。まあこの件については、ぜひ検討していただきたいと思っております。

以上でですね、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 小田 武人君

以上で、辻本議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

次に、4番、刀根議員の一般質問を許します。刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

4番、刀根でございます。

12月定例の昼の眠たいような時間にですね、このような一般質問をして、大変でしょうけども、よろしく願いいたします。

今回、一般質問の内容ってことで、やはりあの第5次の総合振興計画の第1章から第7章まであるわけですが、そのうちに、ある意味、地域コミュニティっていう格好で焦点を当てて、で、それを中心に一般質問をしてまいります。行うに当たりましては、この通告書に基づきまして行いますので、よろしく願いいたします。

件名でございます。第5次芦屋町総合振興計画について。要旨でございますが、第5次芦屋町総合振興計画は2020年度のものであるが、平成28年度から後期基本計画の推移の状況と今後の取り組みについて伺います。

まず初めに、第1章に住民とともに進めるまちづくりについてってことで挙げております。これは以前からですね、この地域コミュニティっていう格好の中では、一般質問させていただいております。で、今回半年ぶりに行うわけですが、その中ではですね、やはり状況として見えない

といったところの部分が感じられております。つきましては、それから半年後にどのように変わってきたのか。そして、その意識が住民の中にどこまで浸透しているのかっていうことで、これはある本のコラムにですね、これは加藤秀雄さんという本の中なんですけども、やはり、人が信頼されるもしくはその地域そのもの、役所そのもの、全体を含みまして、そのほかの中で信頼関係をつくるっていうのは並大抵のことではないんですよと。その一旦、信頼っていうものが生まれていくと、今回は、今度はそこに期待感というものが生まれてきて、そしてその期待感が希望、夢に変わってくるんですよっていうものを読んだことがあります。今回、第1点目に地域コミュニティの推進によりっていうことで、あえて入れさせていただいております。自治区加入率を促進していく中ではですね、住民からの信頼が最も大切だと思いますが、それに対してどのような政策を打っておられるのかってことで、まず初めにお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

地域コミュニティの推進を行う上で住民との協働は欠かせません。自治区と行政がそれぞれの果たすべき役割を自覚し、信頼関係を築くとともに、相互に補完し、取り組むことが必要と思っています。そのような中、自治区加入を促進していく上で、行政として転入及び転居の際に、地域振興・交通系の窓口にて自治区加入の案内を行っています。特に転入者の多い3月から4月にかけては、自治区加入を促すため、庁舎内に特設ブースを設置しています。また、自治区の自主的な地域づくりのサポートを行うため、自治区担当職員制度を導入しています。

自治区の活性化や加入率の向上については、自治区活性化促進会議を活用し、協議していく必要があると考えています。しかし、この会議は選出区長と関係課長等で構成されている会議で、課題解決に困難な内容もあるため、学識経験者も交えながら協議していく必要があると事務局内部では考えています。現在、学校法人福原学園九州共立大学との包括的地域連携に関する協定の中で、学識経験者等の派遣ができないかを打診中です。来年度4月から地域創造学科が新設されることもあり、大学側で調整中と聞いております。今後、自治区活性化促進会議の組織の見直しも検討していくよう進めているところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

午前中の一般質問の中でもね、松岡議員のほうから、職員さん本当に汗を出しているよね。ただ、この結果としてね、今度はあの、現状をちょっとお尋ねしたいんですが。加入率っていうも

のは、半年前から見ていかがでしょう。横ばいもしくは若干下がっている、そういった方向性だけでも結構なんです。大体わかればちょっと出していただきたいんですが。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

半年ごとに加入率は出しておりませんので1年前の（「それで結構です」と呼ぶ者あり）加入率から言わせていただきます。

平成29年4月1日現在で59%でした。それが30年4月1日で58%と1%下落しています。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

この落ちる原因、課題っていったところで、これは今後研究していく、検討していくっていうふうに捉えていいですか。それとも、ある程度その辺の課題なり、そういったものが見えておれば、それがどういったところにあるのかっていうものが、若干でも原因がわかればね、出していただければと思うんですが。今後の検討課題でも結構です。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

自治区加入率の低下につきましては芦屋町だけではなくて、全国的に下がっている状況であります。ちなみに隣の町、水巻町に言いますと、昨年度65.2%、それが63.9%となっております。岡垣町については、27年度からの情報しかありませんが、（「はい。それで結構です」と呼ぶ者あり）27年度で85.5%、それが83.8%と落ちています。遠賀町につきましては上がっているような状況になっていまして、29年度4月1日で83.8%が84.7%となっております。芦屋町だけがかなり低いように感じられていますが、これをちょっと今年精査してみても、どこがこの町と違うのかというのをちょっと見ていました。どちらかと言えば、芦屋町の役場のほうが自治区と協力して協働しながら進めている状況であります。ほかの町につきましては、どちらかと言えば、自治区側が主体となって、よく町が補助金などを出しているぐらいの状況しかないような状況です。

ここで、何が一番違うのかというと、防犯街灯ですね。防犯街灯につきましては、電気代、設置代等は、芦屋町は全て町が持っているといいます。ほかの町については、自治区負担となって

います。電気代につきましては。設置につきましては町のほうが設置、要望を受けて設置するようになっていきます。これ、なぜかという、よくアパートにある共益費を各自治区が払っているようなことになりますので、入らなければ共益費を払わなくなる。皆さん思うのが、差がつくといけないので、なるべく入ってもらおうような活動をよくしているんじゃないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

今、地域の状況っていうものが浮き彫りになったわけですが。ここでちょっと目先を変えてね、一つの地域協力団体っていうのかな。これの内容について、これは生涯学習課のほうがいいかな。今の団体の活動状況は、若干半年くらい前でも結構ですし、まあ1年単位でも結構ですが。大まか、前聞いた子ども会っていうものは約半数の区の設置状況でありっていうことで、聞いてましたが、それから移動はないのかどうか。それから婦人会等の部分、それからっていう社会教育団体とあわせて福祉団体も、これはもう概要で結構でございますんでね。ちょっとその辺、報告していただきたい。

○議長 小田 武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

今、名前が出ました、子ども会育成会と婦人会について御説明いたします。

子ども会につきましては、今のところ育成会に所属している団体数は変わっておりません。活動につきましても各自治区のほうでいろいろ頑張っていらっしゃいますし、子ども会育成会連合会全体のほうにおきましても、子ども会をつくることのメリットとか、活動してよかったところを実感していただくために、子ども会育成会の加入者に限定した、実は活動というのを昨年、一昨年ぐらいから進めております。ことしは砂像展のほうに、砂像コンテストのほうに全員で参加しようということで、参加をして、実は1位を取ったということで、ひどくモチベーションが上がっているのではないかというふうに考えております。

一方、婦人会につきましてはですが、御承知かと思いますが、今年度をもちまして、今年度の頭に解散という残念な結果になっております。加入者がなかなかふえないといった状況もあったということで、ちょっと継続が難しいということから解散に至ったというふうに聞いておりますが、有志の方たちの中には、例えば八朔の会とか食進会とかいろいろな活動団体に所属していらっしゃって、女性ならではの個性を生かした活動を続けているというふうに伺っております。

また、先だって、人権まつりにおきまして、従来、婦人会の皆様がバザーの中でカレー販売等を行っていただいておりますが、これが婦人会がなくなったということでどうなるんだろうという声も聞いていたのですが、まあ、ぜひ継続していくということで、八朔の会さんが手を挙げていただきまして、実は八朔の会のほうにも元婦人会長さんがいらっしゃいます。そういったことで、継続していただくということで、形はなくなったではありますが、その信念というか、そういったところはまだ生きているというふうに思っております。生涯学習課としても、女性の活躍する場、まあ婦人会という形はなくなりましたが、何とかその女性の声を生かせる場はないだろうかということで、ボランティア活動センター等を中心にいろいろと模索をしているといった状況です。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

今あの、御説明がありましたけども、これを高めていくための、いわゆる検討部会というのかな。それとも、このこういった内容で進めていったら、またその地域教育力も高まっていくようになっていうふうな、そういった組織立てっていうのはないんですかね。それはまだ考えられてない。

○議長 小田 武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

先ほどのような地域団体を活性化するといったことに特化した会というのは現状では設けている状態ではありません。

子ども会育成会の中には役員さんたちもいますので、まずそこで、そういった単体ですら、どうしたらいいだろうということは練っていく必要があるのではないかなというふうに思っておりますし、状況によっては社会教育委員の会とかもございますので、そういったところで問題提起していけたらなというふうに思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

今、こういうふうにお尋ねしたっていうのは、実はあの、PTAの一つの部会っていうのも社会教育団体に入るわけですが、この中では、校外活動っていうのか、地区分会っていうふうな組

織があったんですけども、あれも一応PTAの中からは消えましたよっていう形の中でね、耳にしたもんだから、ああ、そしたら子ども会との接点がまたここで切れてくるなってみたいなところを感じましたんでね。やはり、私は思うんだけども、こういったところの部分っていうのは、ある意味ですよ、一つの地域っていうものは、地域の活動として結びつけていくっていう中では、その住民とその中に包括される各団体とそしてそれを引っ張っていく指導者、そういったものが一体となって活発な活動につながっていくのかなと思っています。そういった面では、これは昔、ほんと昔なんですけど、南里先生って方がおらっしゃって、地域の三重構造ってものをきちっとつくっていかないと、なかなか地域が前にいきませんよって話を聞いたことがあったんで。そういったところでね、やはり、生涯学習は生涯学習としてのやはり役割、そういったところの分で含めて指導者養成講座なりね、そういったものをつくっていただければなというふうに思うんですが。これは副町長が一番詳しいかなと思うんで、今後、それをね、考えていく際に今の生涯学習の部分とどう考えていくのか。その辺のお考えをちょっとお尋ねしたいんですけど。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 中西 新吾君

刀根議員も御存じのように、自治区活動というのは区長さん、そして公民館長さん、この二つが両輪となって自治区活動を進めていくと。自治区長さんの場合はどちらかという行政的な補完という形になります。公民館長さんというのは、まあ社会教育といいますか、そういった場を進めていくということになりますので、今、生涯学習課長が、まあ、るる説明されましたけども、以前確かに公民館長さんを対象にした研修とか、リーダー養成という名目で講演等も行っておりましたので、そういったものはまた、生涯学習という一連の考え方の中でやはり整理をしていかなければいけないだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

あわせて、今先ほど言われました社会教育委員さんと会議をしていきながらね、一つの形というものを考えていただければなと思います。

それではあの続きまして、第2点目の自治区担当制度により、各自治区で計画を策定することとなっているが、現状と今後の見込みについてお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

初めに自治区担当職員制度の概要について説明させていただきます。芦屋町は、住民参画まちづくり条例に基づき、町民と行政が連携して豊かで暮らしやすい協働のまちづくりの実現を目指しています。この実現のため、全ての職員が地域の活動に参加し、町民による自主的な地域づくりのサポートを目的として、平成26年度から自治区担当職員制度を実施しています。

本制度はステップ1から5までの制度構成により活動しており、計画では平成30年度はステップ3を行っていることとなります。まず、ステップ1は職員と住民が顔見知りになることを目的に自治区活動の人的支援を行っています。次に、ステップ2は自治区活動の実態について理解するため、自治区の会議等に参加し、意見交換を行っています。これにより、職員は地域の実態、課題や問題点、区の活動状況などを区民と情報共有を図ることができます。次に、ステップ3は、各自治区が将来的な地域のあり方を検討し、まちづくり計画を策定することを目的にしております。

平成29年度の実施内容を説明させていただくと、ステップ1として町民体育祭などの町の行事や餅つき大会など各自治区での行事に職員が人的支援という形で参加させていただいておりますが、22区からの要請に対し、延べ約100名もの職員が参加いたしました。しかしながら、町内30区あるうちの22区と、全ての区から要請はされておられません。また、ステップ2については、12区、半数以下の区からの要請しか上がっておりません。「何区なん」と呼ぶ者あり12区です。課題の一つとしては各自治区によって状況がまばらということです。

また、現在、各自治区のまちづくり計画は、モデル地区として、粟屋区、中ノ浜区、柏原区の3地区で策定を検討しておりますが、今年度中の策定は、区民の合意形成を図ることが難しく、遅れる可能性が高い状況となっております。そのため、現計画自体を見直すことが必要と考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

この職員の自治区担当制度っていう格好で、実は本当にあの、これを来ていただいて、つくっていただく、汗をかいていただくっていうのは、もう職員さんに敬意を表するわけですが。ただ、先ほど、問題課題っていう格好でおっしゃられましたように、それぞれがそれぞれの問題課題が違うんですね。そうしたときに果たしてどこまでがその中で、そのやっつけられるのか。枠をね、をね。その内容をばらばらのところの分を総花的にやっつけていくのはなかなか難しいのかなど。そうすると、ある意味こういうふうなところの、これを期限的な見直しの中で、それが対応できる

のか。それとも、考え方そのものっていうところで見直す必要があるのかってものを含めて、やはり本当に町として地域のところがね、やれるっていうところは先ほど、何て言うのかな。松岡議員さんもおっしゃったように住民目線でものを考えていく、考えていただく。そしてそこに出向いていただいて、こんなことがもう、こんなことができるよ、できないよってというのがざっくりばらんに言える人間関係をつくっていくのは、昔は、戦後の公民館活動っていうもので、地域を変えた事例というのは確かにございます。だけど、あの時代の部分と今の時代の部分っていうのは、社会環境っていうのは大きく変わっているんですね。ですから、やっぱり今のいわゆる高齢社会っていう形の中でやれるようなところの分を考えてやらないと、ある意味、職員さんに負担ばかりかかって効果としては薄いですよ。そういうふうなことにならないためにもね、この内容を早期にまとめて、そして私はマスタープランに上がっているからそれをそのままやっていくっていうんじゃないなくて、見直しをした結果、このように変えていきますよ。これも私は重要なことだと思っています。ですから、そこそこの職員担当制度ってものを2年おきにステップを踏んでいくってものが、かなり厳しいものになっているっていうふうな状況であれば、それは3年ステップでも構わないんです。伸ばしてでもね、目標とするところに到達できればいいわけで。最終的にやはりそこに住む人たちが安心して住める、快適に住める、そのような社会づくりが重要だなんていうふうに思っております。つきましては、これはですね、担当課長に答えていただくっていうよりも町長の考え方っていうところが一番こう左右するのかなということ。この辺いかがでしょう。町長、お答えできますかね。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

これは、答えられます。

これ今、ステップ3かね。ステップ1からステップ5まであって、今ステップ3ですね。これはあの職員研修にもなるということで取り入れたわけでございます。芦屋の役場の職員というのは、町内者と町外者、大体、四分六ぐらいやないかと思うんですが。やはり町を知らない、区を知らない、やはり行政マンとしていかなもんかということで。区に入って、区の方とお話をして、一緒に協議をして、区のイベントにも参加して、その区を知ることから入らないと本当の住民サービスはできないというふうに感じております。先ほど来より、刀根議員のお話を聞くと、よくわからないんですよ。自治区は自治区、自治区はやはり、行政はバックアップします。いろんな形の中で。自治区はやっぱり、自分たちで話し合いをして、助け合いをして、そしてやると。そして加入者がなければ、役員の方で出向いていくと。

二、三日ある区は、三軒屋区で名前言うたら悪いんですけど、新しい家が四、五軒できまし

た。新しい家が四、五軒できましたと。区長さん、それからその組長さん一緒に行って、勧誘してみました。皆さん入っていただきました。というふうに、やはりそういうような行動をとって、そしてあと、年に何回かレクリエーションをして、そして区に入っていない方にも来てくださいます。そうやって自治区は本当の隣組、自治区ができるんじゃないかと思っております。いろんな机上の空論で話をするのではなく、やはり動くということは一番大事なんではないかと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

今、この内容のところの部分で、ステップ5までの内容についてお聞きしているわけです。各区ともに動いているんです。区長さん方は動いているんです。ただ、先ほどの御説明の中でありましたように、地区の実情によって、いわゆるアパートみたいな一過性住宅が多いところと、一戸建ての多いところってところによって、全然自治区加入ってというのが変わってまいります。大君区のところを例を出せばですね、やはり今回、大型の公営住宅ができます。できたところの部分で、町が管理する分って結構勧誘しやすいんですけども、大東建託、まあ業者は直接の名前を出すことは果たしていかなものかっていうのがあるんでしょうが、民間業者が建てたアパートとか、それ以外のところの建てた大型アパート。その辺はですね、入ってくれません。そこで世話をしている代表者の考え方に変わってくるんでしょうけど。ですから、それによってこれはまた後の次の質問に絡んでくるんですけども。いろんな事業をやっているかかってしているときに、そういったところの部分でネックとなってくる部分があるんで、その辺はゆっくり、じっくりとですよ、構えて、そして将来目標をきちっと置いて、例えばその辺は青写真をつくってでも結構ですし、そういった手段を踏んで、機能的な形で進めていかなとなかなか難しいんじゃないかなということが懸念されたので、一応今回の職員担当制度の一つの見直しっていうのも含めてね、検討すべきじゃないかなっていうことで一般質問のところでもさせていただきました。結果としては、やはりいい方向でいいものをどうつくっていくかのほうが重要なので、そういったところは私は併行、今マスタープランがある。その考え方を一つの10カ年っていう期間の中で限られるんじゃないかと、それがまた次に受け継いでもね、なおいいものをつくるのほうが重要じゃないかなっていうところで提案させていただいております。

で、次に第4章に移らせていただきますが、いきいきと暮らせる笑顔のまちについてっていうことで、今、自治区ではですね、サロン事業、これは先ほど福祉課長のほうから20区ぐらいの形で話がありますが、この内容の普及状況はもう、今答えられましたので、あわせて今後

の方向性。目指すものところの部分をですね、福祉課長のほうで御説明をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

地域交流サロン事業につきましては、高齢者の方などが身近な自治区の公民館などに定期的に来ることで、介護予防を初め、高齢者の見守り、地域の方々のつながりを広げることなどを目指し、平成27年度から推進してきたものでございます。現在では、20の自治区で、老人クラブを初めとしたさまざまな実施主体によって地域交流サロン事業が取り組まれております。

事業を実施した効果につきましては、毎年、各地区の地域交流サロンの担い手の方々に集まっていたいただき交流会を開催している中で、「なかなか家から出なかった高齢者がサロンをととても楽しみにしている」、「サロンを楽しみにしている方が多い」、「最初は知らなかった参加者同士が仲よくなった」、「皆で区の行事に参加するようになった」などの声を聞いており、目的に近づいていると評価しています。

また、地域交流サロンには、従前から町の出前講座、音楽を使った認知症予防講座や口腔ケアの講座として専門職を派遣するスポット事業を進めてきましたが、平成30年度からリハビリテーション職を地域の求めに応じて派遣する事業も組み込み、参加者の身体上の困りごとへのアドバイス、介護予防事業の一層の充実に努めており、地域交流サロンが地域の皆さんに必要とされる場になるよう支援しております。

今後の方向性につきましては、地域交流サロンが実施されておられる地域では、住民の皆さんのいろいろなアイデアによって毎回楽しい事業が行われておりますので、町としましては、担い手の方々が集まる交流会を開催するなどほか、サロンへの訪問によって、認知症予防等の各種事業の御提案、さまざまな情報提供等を通して皆さんのサロン事業が充実するお手伝いをしたいと考えております。

未実施の地域につきましては、何らかの課題もございますので、実施に向けた環境整備、あるいは高齢者が介護予防や見守り、孤立防止などが促進されるよう働きかけをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

20区といったところで、あとの10区っていう、まだされていないところの部分はおよそあと、来年というか、ぐらいまでには全区加入するような格好になるのかな。ちょっとその辺も。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

サロン事業の働きかけは、始めてから毎年区長さんとかそれから老人クラブですね。各種地域のほうに出向いて、されませんかという声かけをしておりますので。それを10区が来年からするとかいうことはですね、相手の御準備の状況もありますので、まあ2年後に始めたいとか、そういうようなところも実際ございましたのでですね、来年からとかいうところではまだ何区来年の4月1日からっていうのは、今から募集しますので、その実施状況は今のところは未定でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

あわせて、ちょっとお尋ねしたい部分があったんだけど。一つのサロンの中に参加されている方、その参加されている方が自治区に加入されていない方も参加しているよっていう地区はございますか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

サロンをやられている方の中に、やられておられる方の中で自治区の、以前は、っていうか私が訪ねたときには、区民に入っておられないという方も参加されておられる方もおられました。それと、この町の地域交流サロン事業の実施事業の一応お約束としましては、今は区に入っていないなくても、自治区に入っていない方も参加していいサロン事業としてください。そしてそれをすることによって自治区に入っていたらとか、そういうようなつながりを取れるような環境、つながりを取れるような事業としてくださいというお願いをしております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

実はね、これはあの私の事例に基づく内容が一番わかりやすいっていうことで、声かけをしたことがあるんです。区に入っていない方にも。だけど、出てきません。何回かね、県住の方のおばあちゃんが参加したいからっていう格好で来たことはあります。これ、サロン事業やなくて、愛のネットワークっていう部分で。このように本当は広げたいんですよね。広げたいんだけど、

出にくいのかなんかわからないけど、なかなか出てこないんですよ。今後、その辺を一応全区的に、これはあの健康体操とかそういった意味を含めてやっていますので、非常にあの効果上がっていくと思うんです。だから、昔、健康寿命っていう格好と平均寿命の違いでっていう格好で、健康寿命を伸ばそうやないかと。というふうな形での取り組みがあったと思うんで、その辺を含めてね、このサロン事業に、区に加入されていない方も申し込んでいただくと、そこから今、課長がおっしゃった輪が生まれてくるというふうに考えますんで、その辺のPR方もね、一応うちのほうからチラシ入れたって、全然出てこないよっていうふうなのが現状としてありますので、何かその辺もいい知恵がありましたらお願いしたいと思います。

では、サロン事業という格好でコミュニティのいう部分の目的はわかりました。方向性も見えました。じゃあ、あ、はい。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

ちょっと考え違いされているんじゃないかなと思うんですが。当然あのサロンとかですね、いろんなことをやっていますよね。公民館で出前講座、地域交流サロンとかですね。それは、自治区に入っていない方にも区長さん方、ぜひお声がけをしてくださいと、それを御縁に入っていて、交流していただいて、そしてあの自治区に入っただけという。そういう大きな趣旨で皆さん職員も頑張っているし、各自治区の区長さん方もこの地域サロンだとか、いろんな形の中でやられておるということをしっかり認識していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

これは出前町長室っていうのを大君区の公民館でやりましたね。その時に、県営住宅のお世話をされている方、何名か来ていただいて、一緒にお話を聞いていただいたことがあります。その状態の中では、やっぱり動かなかったんですよ。ある意味これはPTAでも子ども会でも全部そうなんです。あのPTAっていうのはごめんなさい。ごめん。婦人会でも子ども会でもってことで、その中で総論賛成なんです。だけど各論のいわゆる世話人の段階になったらですね、潰れちゃうんですよ。だからその辺がやっぱり、一つの信頼関係をどうつくっていくのかっていうところに影響しているのかなっていうふうに考えておりますんで、これは町が進めたいような内容っていうことがしっかりと見えて、そしてそれを区長会なり、もしくは婦人会なり、そういったものに落としていく。そして、協力を願っていきっていうふうな何らかの形が見えないと、

直接にこれは任意の活動ですからっていう格好でさじを投げられても、なかなか、その思うように動かないってというのが現状かなというふうなところで話をさせていただいております。

次に、移らせていただきます。時間のほうが余りなくなって。いきいきと暮らせる笑顔のまちについてってことの分の2点目。高齢化により、施設入所者が増大していくとありますが、大体どの程度の部分であれば、その辺が芦屋町の人口規模に合ってるのかなってところの分をお答えください。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

高齢者が入所する施設につきましては大きく2つに分類することができ、1つは介護サービスが附帯していない住宅型の有料老人ホーム系、2つ目は介護サービスが附帯した特別養護老人ホームや老人保健施設、新しい類型の施設としましては介護医療院ができるようになります。前者の施設整備に関しては、町は関与できませんが、介護サービスが附帯した施設では整備するベッド数の規制、いわゆる総量規制による整備枠が福岡県から市町村へ示され、その総量を超えたベッドを整備するために事業者を募集することは許されていません。また、総量規制の根拠となる数値は、市町村の高齢化の状況、現状の整備数等に基づいて、各市町村の将来需要が算定されているとの説明を受けております。

芦屋町における2025年度までの介護サービスが附帯した入所施設の需用を見ますと、福岡県に対して整備を要望するまでの数量には至っておりませんので、福岡県の第8次保健福祉計画の期間内である本年から2020年度までの整備予定はございません。

介護サービスが附帯した入所施設の整備につきましては、福岡県が高齢者保健福祉計画を策定する3年ごとに各市町村へ将来需要を示しますので、福岡県が定める枠に基づいて整備の考え方を判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

そこで、高齢者の65歳以上っていう格好で、今40、30%切ったかな。ぐらいのところに来ているんですが、これが後20年ぐらいのところで大まか何%ぐらいを想定されていますか。大まかで結構です。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今のところですね、2035年で37%までですね。だから20年後ってなると今度は逆に高齢化率が下がってくるっていうような状況になります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

そこで、一番大切なところの分がですね、いわゆる健常者の部分の健康をどうつくっていくのか。そしてその介護するところの分をどうみるのかっていうところの振り分けが必要だと思うんですが。

3点目の住民の健康づくりの現状と今後の方向性についてお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

住民の健康づくりの現状と今後の方向性ということで、まず健康・こども課のほうからお答えさせていただきます。

町では、住民一人一人の健康に対する意識啓発を進め、各種健診に対する受診勧奨を図りながら、健やかで心豊かな生活を送ることができるような健康づくりの推進を目指しています。そのために、健康・こども課では、母子保健事業、成人保健事業、予防接種事業として、大きく3つの事業を展開しているところです。

まず、母子保健事業でございますが、妊婦の健康診査や、乳幼児の健康診査、栄養指導、発達相談などを行っています。乳幼児の全戸訪問も行っており、育児に対するさまざまな相談に応じ、支援を行っているところです。

成人保健事業では、生活習慣病予防のための特定健康診査を行い、受診者に対し、保健指導を行っています。また、特定健診の受診者で生活習慣の見直しが必要な人を対象とした運動教室やメタボ予防の講話とバランスの取れた食事がとれるようにと調理実習を行う教室なども行っています。がん検診は、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、前立腺がんの検診を行い、疾病の早期発見に努めるとともに、自分の健康に対する意識を高めるよう啓発に取り組んでいます。3つ目の予防事業ですが、病気にならないためには、予防接種も重要でございます。このため、乳幼児を対象とした四種混合や麻しん、風しんワクチンなどの接種や65歳以上を対象としたインフルエンザや高齢者肺炎球菌の予防接種なども行っています。

今後の方向性でございますが、平成30年1月に町の取り組みに対する評価や今後のまちづく

りに対する意向を把握するために芦屋町コミュニティ活動状況調査を行っています。この調査で、健康づくり事業の充実は、重要度も満足度も、ともに高いという結果が出ており、現状維持の領域に位置しています。そのため、基本的には今の事業を継続していくことになると考えています。しかし、先ほど議員もおっしゃられましたように、これは厚労省が発表しているんですが、平均寿命が男性が80歳、女性が86歳を超えました。しかし、日常生活に制限のない期間といわれる健康寿命は、男性が71歳、女性が74歳となっています。この平均寿命と健康寿命の差、つまり、寝たきりや何らかの支援・介護が必要な期間が男性で9年、女性で12年と長期間であることが問題だと指摘されています。芦屋町におきましても、いかに健康を維持しながら人生を送れるか、つまり、いかに健康寿命を伸ばすかが今後の課題だと思っています。実施している事業は、毎年見直しを行うところは見直しを行い、改善を図りながら、さらに充実させていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

今、こうお聞きしながら、この9年間も男性の部分で寝たきりみたいな、いわゆる介護を必要とする期間もあるんかと思ってびっくりしているんですよ。これ、なおさらのこと。実はですね、この健康づくり、健康寿命をどう伸ばすかっていうところの部分で、これは例えば事業連携っていうんですか。これは健康・こども課は結構ですね、健診とかで町内をずっと回っていらっしゃるんだけど、こういった社会教育のほうで何ていうんですかね、健康教室っていうのかな。そういったところの事業っていうのはどの程度されとるんでしょうかね。

○議長 小田 武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは、生涯学習課における住民の健康づくりへの取り組みについて御説明させていただきます。まず社会体育の分野になりますが、こちらは第5次芦屋町総合振興計画の第7章、心豊かな人が育つまちの主要施策の一つに、生涯スポーツの充実というものを掲げております。例えば、小学生を対象にしたキッズスポーツフェスタの開催や近年では成人の方を対象とした総合体育館講座のスロートレーニング講座、それからA.Pヨガセラピー講座を実施しております。特に、スロートレーニング講座につきましては、講師に総合体育館機能回復訓練室、いわゆるトレーニング室のトレーナーが当たっておりまして、受講をきっかけにトレーニング室利用を始められる方もいらっしゃいます。講座に関しましては、出前講座にも登録しておりますので、毎年自治区や

各種団体から多くの申し込みを受け、地区公民館など総合体育館以外の場所でも講座を実施しているところです。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

私はですね、この健康教室っていうものをもっと大々的に行っていただいて、健康寿命をいかに伸ばすか、そしてその伸ばすことによって医療費の節減にもつながるっていうものになってまいりますので、お互い、その辺の事務連携を取りながらですね、より多くの方が受講されますようお願いいたします。

最後にですね、やはりあの、この今回提案しているその内容っていうのは、やはり皆さん方が生き生きと活動できる社会づくりっていうものにつながってまいります。つきましては、単独の課のみでやるのではなくて、お互いに意見を交換し合いながら、よりその職員の方も地域になじみ、そして、より信頼性を培って、明るい社会になるように祈念して、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長 小田 武人君

以上で、刀根議員の一般質問は終わりました。

ただいまからしばらく休憩いたします。再開は15時5分から再開いたします。

午後2時54分休憩

.....

午後3時05分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

日程第2. 特別養護老人ホームに係る言動に対する調査特別委員会の設置を求める決議案について

○議長 小田 武人君

次に、日程第2、特別養護老人ホームに係る言動に対する調査特別委員会の設置を求める決議案についてを議題といたします。本件は、妹川議員の一身上に関する事件であるため、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、妹川議員の退場を求めます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

除斥の話がありました、ただいまから退席をいたしますが、その除斥条項に、まあ地方自治法117条の除斥条項にはですね、ただしということで、議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができると思います。よって私に弁明の機会を与えていただきたく、議長さんを初め、皆さん方に同意の件についてお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 小田 武人君

妹川議員の申し出に対しましては、後ほど皆様にお諮りいたしますので、妹川議員の除斥を一旦求めます。

〔5番 妹川 征男君 退場〕

○議長 小田 武人君

それでは、本件について、貝掛議員に趣旨説明を求めます。貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

5番、貝掛でございます。

先般、妹川議員の特別養護老人ホームについての一連の発言及び行動に対しての調査特別委員会の設置を求める動議を提出したところ、今回、日程第2、妹川議員に対する特別養護老人ホームにかかわる言動に対する調査特別委員会の設置を求める決議案が提出されたところであります。今回の動議において事務局の皆さんには大変御苦勞をかけたことと思います。お疲れ様でした。

それでは趣旨説明をいたします。妹川議員は一般質問において、特別養護老人ホームの問題について幾度となく質問をされております。その中で、一事業者への利益誘導をされているのではないかと思われるような発言をされており、その当時、妹川議員の奥様がその一事業者の評議員をされていたという事実もあります。また、その事業者と同行して役場を訪問されたとも聞いております。疑惑を晴らすために、そもそもそこで何を話されていたのか明確にしていく必要があると考えます。また、相手事業者が特別養護老人ホーム設置に対して周辺住民へ設置反対の呼びかけをしていたとも聞いております。

そもそも議会において特別養護老人ホーム、このような設置の問題を議論するのであれば、この特別養護老人ホームが住民の皆様、町民の皆様にとって本当に必要かどうか、そこをですね、議会として議論して、それで必要であれば、国の財源どうなっているのか、県の財源どうなっているのか、町の持ち出しがどうなっているのか、そういったことを議論した上で、町としてメリット、デメリットを判断して設置するか否か、これを議論するのが本来の議会の役割と私は考えます。しかしながら、妹川議員の一連の発言においては、一事業者がいいとか、一事業者が悪いとか、一事業者が建てる場所がいいとか、一事業者の建てる場所が悪いとか、そういうことをで

すね、議会に持ち込んでいるわけですよ。事業者を決めるのはどこですか。公平中立な選定委員会ですよ。第三者機関のこういったですね、各議員、それぞれ住民の代表ですから、利害関係もありますよ。しかしながら、そういうことの利害関係が及ばないようにするために、しっかりとした第三者の公平中立の選定委員会を設けて、そこで事業者を選定しているわけですよ。その決定に不服があるのか、そういったことをですね、不服があつていろいろと今回一般質問しているわけでございますけれども。挙げ句の果てには、波多野町政を悪に仕立て上げて、自分は正義の味方気取り。そして一事業者が特養が設置できるよう利益を誘導しているとしか私は思いません。まあ、そういった以上の一連の発言、行動をですね、この真偽を明確にする必要があると私は考えます。以上のことから議長に対し、調査特別委員会の設置を求めるわけでございます。なお、調査特別委員会の構成員につきましては議長に一任いたします。

以上で趣旨説明を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、貝掛議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから、質疑を行います。本件についての質疑を許します。ございませんか。刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

今、趣旨説明が行われました貝掛議員の内容につきまして、ちょっとお尋ねしたいんですが。今おっしゃった内容というのは、大体いつごろの話で、そしてそれが今回どうして、この時点でこの内容を動機として出されたのか、そこら辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

いつごろというのは、妹川議員がですね、この特養に関して一般質問をされた時からです。そしてやはりですね、この議会をですね、私は何とかせないかんとそう思ったからこうやって出しているわけです。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

今の説明の中でね、よくわかんなかったんですけども。私がお尋ねしたのは大まか、いわゆる妹川議員が一般質問として出されたという格好になりますと、もう二十四、五年ぐらいのところの話ですよ。で、それが今の時点で、このところに出された、その動議として出された、その辺の理由をお尋ねしているんですが。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

それはるるですね、住民の皆さんの意見を尊重して、私は出しました。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

今初めてですね、貝掛議員の趣旨説明を聞いたわけですけど、なかなかこう初めて聞いたもので十分理解できないところもあるんですよ。一つは冒頭に申された妹川議員の発言、その行動、言動、そういったものに問題があるということで、調査特別委員会をつくるというふうに言われましたが、それでは具体的にどういったところに問題があって、どういった、例えばその問題行為、それが犯罪につながるのか、贈収賄とかそんなものにつながるのか、そういったものがあるとか、そういったところが、私たちには全然見えないんですけど、そこら近所については具体的にはどんなところに問題があるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

芦屋町の政治倫理条例の第2条、町長等及び議員は、常に町民全体の利益を擁護し、いやしくも特定の個人や団体の利益を求めて公共の利益を損なうことはあってはならないと規定されております。そういった中で、妹川議員の一般質問、内容を読み上げます。一部抜粋でございますけども。町民及び入所者の願いは豊かな入所生活を送るために、また、家族と互いにコミュニケーションを取り合う上でもできるだけ住み慣れた地域で過ごせるようにと願っています。柏原住民だけでなく、町民は町内事業者こそ安心して入所できると願い、顔の見える町内の事業者を選定していただきたいとそう期待しているからこそ短期間で多くの署名が集まったものと推測します。また、芦屋町議会が町外事業者という特定の事業者を後押しするような意見書を提出することはいかがなものかと考えます。こういった意見を議会で言うことは、片や一方の利益の誘導にはなるのではないかと私は判断しております。まだありますけども。そしてですね、まだもう一つありますよ。これも抜粋です。今、これ、皆さんわかりにくいかもしれませんが、四角に書いてあるところが、ここが予定地なんです。こういうことをA社説明しましたか。こういう、まあ、どなたが誘致されようとしたかわかりませんが、こういう土地なんです。だからここは危険なんです。まあ、危険ということはわからないでも瑕疵ある土地ですよというようなことを説明

されています。これ相手業者が選定する土地をこれは瑕疵ある土地ということをしてですね、議会の場で発言しているわけですよ。こういったですね、相手の事業者がいいとか悪いとかそういうことを議会言っちゃならんと。それを言えば利益誘導になるのではないかということをして私は言っているわけでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

確かに貝掛議員が言われるようにですね、芦屋町には政治倫理条例が制定されており、議員がやっぱりそういった町民から疑惑の念を抱かれるような行動をすべきではないということがあるので、我々議員はですね、やっぱりその行動、言動に対しては慎重にですね、行わなければならないということは事実であります。また、趣旨説明の中でも言われましたように、妹川議員がこの特養問題について、7回、8回数多く取り上げてきたということも事実であり、二十何回、二十数回ということですが、それも事実でありですね。度が過ぎている、不適切であるという、そういったことも、私たちも考えるところであります。ただ、議員はですね、一般質問については範囲を定められたものではなく、みずからがやっぱり議会で明らかにしたいという事件をですね、一般質問をすることができるというふうになっています。そういった点では、そういったことでですね、特別委員会をつくって、何を明らかにするかというのがやはり私はあまりよくわからないんですけど。それにもっと、やっぱりそういった重大な事件であるなら動議ではなくですね、ちゃんとした委員会、議会運営委員会にですね、その問題を提出してその中で、その先ほどみたいないろいろな資料を出すし、その関係者も呼んでそういったことをやっぱり明らかにしていつて、そしてこれが議会の議事日程に載るかどうかというところをその委員会でですね、判断して出していくという、これが私は筋だと思いますけど、なぜそういったことにならなかったのかということについて伺いたいと思います。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

いや今ですね、川上議員はおかしいでしょう、ね。自分の民生常任委員会不信任案のときに議会運営委員会に諮ると言いましたか。（「出していない」と呼ぶ者あり）出してないけど、そういうことがあるんだったら動議で出してから言いましたか。なんで今さらそんなこと言うんですか。おかしいでしょう。筋とか何とか。いいですか、私の民生常任委員会不信任案のときにそれを議会運営委員会に落としてこれを議会に上げるかどうかとか議論で言いましたか。言ってないでし

よう。筋がおかしいことを言わないでください。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

私に——これは妹川議員の問題だって私にね、そういったことを言うことはちょっとそれこそ筋がおかしいんじゃないかなというように思いますけどね。

それですね、やはり、確かに貝掛さんの言ったことにも一部ありますよ。それはね、貝掛さんのときは初めて出た問題です。その後ね、「何が初めてですか。何年議会しよんですか。何期議員してあるんですか」と呼ぶ者あり）議長、ちょっと私が発言者・・・・・・・・

○議長 小田 武人君

貝掛議員。貝掛議員、言葉に気をつけてください。

○議員 9番 川上 誠一君

いや、ですからね、そういった点ではね、例えば最近のを見よったら何もかもね、動議が出てから、さっき言った委員長不信任案とか辞職勧告決議とか、それから議長不信任案とか、そういったものがどんどん、どんどん出る。こういったこと自体、もう私はその町民からですね、このような安易な提出というのは議員としてのですね、議会の見識にかかわるとともに議会の品位とか、それから、権威をね、傷つける行為ではないかなというように心配するわけですよ。ですから私はやっぱり正規のこういった変則的なのではなくて、ちゃんと堂々とですね、土俵に乗せてこういったことを審議をしていただきたかったなというように思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

今ね、貝掛議員から趣旨説明がありましたが、その通り。趣旨説明まだ足らぬぐらいある。あれはあの、何ですかね、今、川上議員がどこを調べるんか。この特別委員会を設置して疑惑があるなら疑惑を晴らしていかないけん。そして、うちのある課長は寸前のところで懲戒免職まで追い込まれよった。あの人の発言です。そういうことまでしてね。片一方の業者に肩入れをしてきたこの5年ぐらい。しつこいぐらいの一般質問やった。事実、まあこれはまあうわさやからな。いろいろ私も聞いております。ですが、この際、どちらが本当のことなのかははっきりさせるためにも、特別委員会をつくろうと貝掛議員はそういう趣旨で出したと思いますが、貝掛議員違いますか。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

その通りでございます。以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、質疑を打ち切ります。終わります。

ここで、先ほどの妹川議員からの発言の申し出についてお諮りいたします。妹川議員からの発言の申し出に同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。したがって、妹川議員の申し出に同意することに決定いたしました。

妹川議員の入場を求めます。

〔5番 妹川 征男君 入場〕

○議長 小田 武人君

妹川議員の発言を許します。

○議員 5番 妹川 征男君

5番、妹川です。大変お疲れのところですので、私の弁明の場を設けていただきありがとうございます。

私はこの特別養護老人ホームの件について不適切、適切な事務処理が行われてきたかどうかというのを24年度になって初めて知りました。これは平成24年度だったと思いますが、特別養護老人ホームが県から枠は80床、それで田屋地区ではですね、住民説明会を行う際にある事業者、山鹿地区のですね、そこの住民説明会を開く、開かない、反対というようなことを聞いたものですから、そのことについてですね、真相究明をし始めました。そうしましたら、平成22年度も50床が町に来て、そして水面下でその山鹿地区の業者が選ばれ、そして県の方に上げられ、そして不採択。水巻の松快園でしたっけ、そこが決まったということを知りました。それで県の高齢化の要項によりますと、これは町が窓口になって、そしてその審査をやって、募集者のですね、公正にやらなければならないという留意事項の中にですね、住民説明会議事録が必要なんですということが、後ほど私もわかってきました。で、地元住民の方々に聞いてみますと、住民説明会が開かれていませんというような、その当時の区長、組長、そして町民の中からですね、住

民説明会はない、なかったと。それで私は、平成24年度から住民説明会はあったんですか。議事録はあるんですかというようなことを質問してまいりました。で、最終的にはですね、住民説明会はないにもかかわらず住民説明会議事録はあると。そして裁判所に出していると。ということをお私は、市民オンブズが出した文書非開示請求事件において発覚いたしました。その中で住民説明会はありませんでしたというような元区長の陳述書も裁判所に出されております。その中にあって、私は一般質問、その時3回目ぐらいになりましょうか。では募集要項ですね、当然、特養に関する募集要項、それをホームページに載せていたかと。その質問に対して課長は、載せました。しかしそのデータが重くなるので時々あるんですけれども、データは削除しました。では削除したときにそんなこと考えられんですけど、今の時代に。じゃあそのデータを消したとしてもですね、じゃあ、プリントアウトしてファイルに挟んでるでしょうと。いや、それありませんと。こういうようなことから始まって、22年度の話ですね。やっぱりそのいわゆる留意事項に照らして不適切であり、そしてこのような不適切な処理がなされてきたということをおますますですね、疑問に感じてきました。

○議長 小田 武人君

妹川議員、簡単明瞭に・・・・・・・・

○議員 5番 妹川 征男君

あのですね、私、さきほどですね・・・・・・・・

○議長 小田 武人君

お願いします。

○議員 5番 妹川 征男君

いいですか、先ほどですね、議会事務局で放送を聞きました。だから、私はそういう形で説明されていますから、私は22年度の分はそれと際してですね、23年度に25年に26年という形でですね、説明していかなければ、皆様方が調査特別委員会ができて真相がわからないと思うんですね。先ほど横尾議員が妹川議員の立場、それから執行部の立場そういうものをよくね、検討しながら進めていかなければならないのかと言われましたけど、その前に私はこういう弁論の機会を与您にいただきながらですね、今話をしているのですから、ちょっと申しわけありませんが、よろしくをお願いします。

それで23年度はですね、24年度は一応もうカットしまして、また話したいことあるんですけど。(発言する者あり)25年度についてはですね、25年度については、建設予定地の地権者の方々が当然周辺の地主の同意が必要であるにもかかわらず、正規の隣接地権者を置き去りにして建設予定地、あそこを分割してですね、分割してなりすまし同意書をつくって、そして県に上げる。審査会上げて、町はそのような形の・・・・・・・・

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

問題点が出てきております。そして、

○議長 小田 武人君

妹川議員、妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

はい。

○議長 小田 武人君

再度注意をいたします。

○議員 5番 妹川 征男君

いやあ、ちょっと待ってくださいよ。

○議長 小田 武人君

短く、簡潔に・・・・・・・・

○議員 5番 妹川 征男君

はい、もうすぐ

○議長 小田 武人君

簡潔にお話してください。

○議員 5番 妹川 征男君

はい。そして私が地主さんの要望に基づいて県に陳情に行きまして、そして県は再度、芦屋町に来られてですね、地主さんと話をされた。その結果ですね、不採択になったものと思うわけですけども。そのようにですね、先ほどの貝掛議員の趣旨説明の中でですね、署名運動が反対運動といいましょうかね。そういうものがあつたということで、私が何か先導しているようなものの言い方をされたようですけれど、これはですね、顔の見える地元業者を推薦してほしいという柏原地区を中心にして、山鹿地区を初め、町のほうに署名運動が始まったんですね。かなり多くの。そしてこの私が一般質問をしたのは、推薦が決まって、町長がもう意見書を出したんですよ。出した後に私はそれを町長はこの書面についてどのような見解をお持ちでしたかと聞いたことが、何で利益誘導になるんでしょう。

○議長 小田 武人君

妹川議員・・・・・・・・

○議員 5番 妹川 征男君

そして・・・・・・・・

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

ちょっと待ってください、何で。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

それはいけませんよ。そういうことでいいんですか。私の・・・・・・・・

○議長 小田 武人君

簡単明瞭をお願いします。

○議員 5番 妹川 征男君

私の弁明のチャンスを与えていただいて、今、私がね、(発言する者あり) 貝掛議員がそういう具体的に言われたならば、私は当然釈明していいと思うんですよ。そして、裁判所にですね…………

○議長 小田 武人君

発言は簡単明瞭に、簡単明瞭をお願いします。(発言する者あり)

○議員 5番 妹川 征男君

この問題を簡単に私は10回、17回、18回、20回ぐらいしたと思うんですが、これを要約をしてですね、話していつているわけですから、そこは勘弁してください。そして皆さん方が、今、貝掛議員が言われた、そういう議事録なんかをですね、見られて説明されたと思いますが、最初から22年度からこの25年、26年までですね、じっくりですね、私の言い分、それから町の言い分、貝掛議員の言い分についてじっくりですね、見ていただきたい。そして、判決文、地裁、高裁の判決文の準備書面もしっかり御覧になって、いかに町が不適切なそして、むしろその利益誘導したものについてはですね、その一事業ではなくて、むしろ特定の事業者に対して、誘導していったのではないかという趣旨でですね、私は今、思うには、特養に関する福祉課の事務手続が適切に行われていたかの調査特別委員会を設置をすべきです。私に対してじゃなくて、特養に関する、いいですか。そういう福祉課の事務処理の手続が正しかったかどうかというものならともかく、私は非常にこの見識を、貝掛議員のそういう私個人に対する攻撃、そういうことに対して、見識を疑わざるを得ないです。

○議長 小田 武人君

妹川議員、妹川議員に申し上げます。妹川議員、申し上げます。発言をする場合は趣旨を簡潔に述べてください。

○議員 5番 妹川 征男君

はい。

○議長 小田 武人君

勧告いたします。

○議員 5番 妹川 征男君

はいそれで、

○議長 小田 武人君

これ、勧告に従っていただけないと・・・・・・・・

○議員 5番 妹川 征男君

最後になりますが、この私が行ってきたことは、議員必携にもありますように、地元の声、そして不利益をこうむっている人たちの声を真摯に受けとめて、私は実態調査をやって、そして公平な形で私は一般質問をしてきました。これがどうして利益誘導になるのか。その辺を十分に考えて、まあおそらく特別委員会が設置されたとしたらばですね、その辺を考えていただきたい。私という個人のそういう立場に罪を着せられるような行為というのは、私の背後には町民の方々がおられます。町民の方々はしっかりこの点については見ておられます。そういうことを考えながら、真剣に考えていき対処していただきたいと思います。長くなりましたけれど、よろしくお願ひします。

[5番 妹川 征男君 退場]

○議長 小田 武人君

ここで皆様にお知らせをいたします。本日の会議時間は議事の進行の都合により、あらかじめ延長いたします。

それでは、本件の委員構成案については、先ほどの議長一任という話がありましたが、私の一存というよりも、議会運営委員会において協議をお願いしたいと思います。しばらく休憩いたします。

午後3時37分休憩

.....

午後4時20分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

議会運営委員長に、協議結果の報告を求めます。議会運営委員長。

○議会運営委員長 横尾 武志君

報告14号、平成30年12月12日、芦屋町議会議長、小田武人殿、議会運営委員会委員長、横尾武志。

議会運営委員会協議結果報告書、本委員会は本日諮問を受けた特別委員会の委員構成案について、慎重審査した結果、次のとおり決定したので報告します。

特別養護老人ホームに係る言動に対する調査特別委員会の委員構成案については、正副議長及び総務財政常任委員会から松上議員、今田議員、刀根議員、民生文教常任委員会から松岡議員、辻本議員、貝掛議員の計8名、以上のとおり決定いたしました。

○議長 小田 武人君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、協議結果の報告について質疑を行います。

議会運営委員長に対する質疑を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議会運営委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

本件についての討論を許します。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を打ち切ります。（「あのこの議案にちょっとお尋ねしてよろしいですか。議案について」と呼ぶ者あり）刀根議員、討論です。質疑はもう終わりました。ないようですから、討論を打ち切ります。

以上で討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。本件については、調査期間を調査終了までとし、議長、副議長、総務財政、民生文教の各常任委員会から3名ずつの計8名で構成する特別養護老人ホームに係る言動に対する調査特別委員会を設置し、これに調査を付託することにしたいと思っておりますので、賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。

それでは、特別養護老人ホームに係る言動に対する調査特別委員会において、正副委員長を互選していただきたく、その結果を後ほど報告してください。

ここでしばらく休憩いたします。

午後4時23分休憩

.....

午後4時50分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

特別養護老人ホームに係る言動に対する調査特別委員会におきまして、正副委員長の互選が行われ、委員長に松上議員、副委員長に辻本議員、以上のとおり決定いたしました。

妹川議員の入場を求めます。

[5番 妹川 征男君 入場]

○議長 小田 武人君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさんでございました。

午後4時51分散会
